



# 熊本県公報

号外 第 29 号  
平成 28 年 3 月 31 日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第 4 号

本庁各部(公室・局)課(センター)  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
別表第 1 総務部の項中「管財課」を「財産経営課」に改め、同表環境生活部の項中「廃  
棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同表商工観光労働部の項中

「労働雇用課  
産業人材育成課」

を「労働雇用創生課」に、  
「観光経済交流局」を  
観光課  
国際課  
くまもとブランド推進課

「観光経済交流局」を  
観光課  
国際課  
くまもとブランド推進課  
国際スポーツ大会推進局 国際スポーツ大会推進課

に改め、同表農林水産部の項中「

「経営局  
生産局

「団体支援課」を「団体支援課  
流通アグリビジネス課」に、

「農地・農業振興課  
担い手・企業参入支援課  
流通企画課  
むらづくり課  
農業技術課  
農産課  
園芸課  
畜産課

を「生産経営局」を  
農業技術課  
農産園芸課  
畜産課  
農地・担い手支援課

「農地整備課」を「農地整備課  
むらづくり課」に改める。

別表第 3 の 2 の表総務私学局の部県政情報文書課の款中第 14 項を第 15 項とし、第 7 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 行政不服  
審査法(平  
成 26 年法  
律第 68 号  
)の施行に  
係る事務の

指導及び助 言並びに行 政不服審査 会に関する こと。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 2 の表総務私学局の部管財課の款中「管財課」を「財産経営課」に改め、同  
部私学振興課の款第 1 項部内局長専決事項の欄第 3 号中「中学校、小学校、特別支援学校  
及び幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校」に改め、同  
表市町村・税務局の部市町村課の款中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7  
項の次に次の 1 項を加える。

8 住民基本 台帳法（昭 和 42 年法 律第 81 号 ）による本 人確認情報 の利用及び 提供に係る 事務等並び に本人確認 情報保護審 議会に關す ること。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 2 の表市町村・税務局の部税務課の款第 1 項部内局長専決事項の欄第 3 号中  
「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項課（センター）長専決  
事項の欄第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

別表第 3 の 3 の表企画課の部中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とする。  
別表第 3 の 4 の表健康危機管理課の部第 2 項部（公室）長専決事項の欄第 4 号中「第 2  
7 条から同法第 33 条まで及び同法第 35 条第 1 項」を「第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項、  
第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項、第 27 条から第 33 条まで並びに第 35 条第 1 項」に改  
め、同部中第 13 項を第 14 項とし、第 7 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6  
項の次に次の 1 項を加える。

7 食品表示 法（平成 2 5 年法律第 70 号）の 施行に關す ること（食 品表示法第 十五条の規 定による権 限の委任等 に關する政 令（平成 2 7 年政令第 68 号）第 7 条の規定 により知事 に委任され た事務のう ち、県民の 健康の保護 を因るため に必要な食 品に關する 表示の事項						
--	--	--	--	--	--	--





1 循環型社会形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
---------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 5 の表環境局の部循環社会推進課の款に次の 1 項を加える。

8 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 10 号）に関すること。			1 同法第 10 条第 1 項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表すること。			
--	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 5 の表県民生活局の部くらしの安全推進課の款第 10 項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化」を「農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の施行」に改め、同款中第 12 項を第 13 項とし、第 11 項を第 12 項とし、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 食品表示法の施行に関すること（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第 5 条及び第 6 条の規定により知事に委任された事務に限る。）。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 5 の表県民生活局の部消費生活課の款第 16 項中「消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理」を「消費生活センター」に改め、同款第 17 項及び第 18 項を削る。

別表第 3 の 6 の表商工労働局の部商工振興金融課の款第 5 項部内局長専決事項の欄第 2 号中「延長」の次に「及び同条第 3 項の規定による通知」を加え、同欄第 4 号中「第 46 条第 2 項」を「第 46 条第 5 項」に、「認可をする」を「届出を受理する」に改め、同欄第 6 号中「第 59 条第 1 項第 1 号」を「第 59 条第 1 項」に改め、「警告等」の次に「（同項第 2 号に係るものを除く。）及び同条第 4 項の規定による意見の聴取」を加え、同号を同欄第 7 号とし、同欄第 5 号を同欄第 6 号とし、同欄第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 同法第 57 条の規定により報告を受理すること。

別表第 3 の 6 の表商工労働局の部商工振興金融課の款中第 17 項を第 18 項とし、第 7 項から第 16 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法			1 同法第 7 条第 1 項の規定による基盤施設計画の認定に関する			
--	--	--	-----------------------------------	--	--	--

<p>律第 51 号) の施行に 関すること。</p>			<p>こと。 2 同法第 8 条第 1 項の規定 による基 盤施設計 画の変更 の認定及 び同条第 2 項の規 定による 認定の取 消しに関 すること。 3 同法第 22 条第 1 項の規 定による 報告の徴 収に関す ること。</p>			
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 6 の表商工労働局の部労働雇用課の款中「労働雇用課」を「労働雇用創生課」に改め、同款に次の 5 項を加える。

<p>1 1 職業能 力の開発に 関すること。</p>	<p>1 職業能 力開発計 画を策定 すること。 2 職業訓 練法人の 認可に関 すること。</p>		<p>1 職業訓 練の認定 及び取消 しをす ること。 2 職業訓 練指導員 の免許及 び取消し をす ること。 3 職業訓 練指導員 の試験を 実施す ること。 4 独立行 政法人高 齢・障害 ・求職者 雇用支援 機構法(平 成 14 年 法律第 165 号) 第 21 条に 基づく報 告及び要 請に</p>	<p>1 事業主 等の行う 職業訓練 等に対す る援助に 関す ること。 2 訓練手 当の認定 に 関す ること。 3 職業訓 練指導員 免許証の 再交付に 関す ること。 4 職業能 力開発校 の養成施 設の指定 申請及び 変更申 請をす ること。</p>		
-------------------------------------	--	--	--	---	--	--

			<p>関すること。 5 災害見舞金の決定に関すること。</p>			
<p>1 2 技能検 定に関する こと。</p>			<p>1 技能検 定試験を 実施する こと。 2 技能検 定試験の 合否の決 定に関する こと。</p>	<p>1 技能検 定合格証 書の交付 及び再交 付に関する こと。 2 技能士 章の交付 をすること。</p>		
<p>1 3 職業能 力開発協会 に関するこ と。</p>	<p>1 職業能 力開発協 会の設立 認可に関 すること。</p>		<p>1 職業能 力開発協 会に行わ せる業務 の告示に 関すること。 2 職業能 力開発協 会に対す る援助に 関すること。 3 職業能 力開発協 会に対し て業務の 報告をさ せ、職業 能力開発 協会を検 査すること。</p>			
<p>1 4 職業能 力開発校に 関すること。</p>						
<p>1 5 技術短 期大学校に 関すること。</p>						
<p>別表第 3 の 6 の表商工労働局の部産業人材育成課の款を削り、同表新産業振興局の部産業支援課の款中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 10 項までを削り、第 11 項を第 7 項とし、第 12 項から第 14 項までを 4 項ずつ繰り上げ、同項の次に次の 1 項を加える。</p>						
<p>1 1 新エネ ルギー関連 産業の振興 に関するこ</p>						

と。  
 別表第 3 の 6 の表新産業振興局の部産業支援課の款中第 15 項を第 12 項とし、第 16 項を第 13 項とし、第 17 項を第 14 項とし、同部エネルギー政策課の款を次のように改める。

1 エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。						
2 産炭地域振興に関すること。						
3 鉱業一般に関すること。			1 鉱業振興の事業計画を策定すること。	1 鉱山の振興指導を行うこと。 2 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 24 条の協議を処理すること。		
4 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の施行に関すること（河川区域等の区域内で行う砂利採取計画の認可を除く。）。	1 同法第 6 条の規定により登録を拒否すること。 2 同法第 12 条の規定により登録の取消し等を行うこと。 3 同法第 26 条の規定により認可の取消し等を行うこと。		1 同法第 3 条の規定により登録をすること。 2 同法第 15 条の規定による業務主任者の試験の実施及び認定をすること。 3 同法第 16 条の規定による採取計画の認可及び同法第 20 条の規定による変更の認可をすること。 4 同法第 22 条の規定による認可採	1 同法第 33 条の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第 34 条の規定により立入検査をすること。 3 同法第 36 条の規定による通報をすること。		

			<p>取計画の変更命令をすること。</p> <p>5 同法第 23 条の規定による緊急措置命令等をすること。</p> <p>6 同法第 38 条の規定による聴聞をすること。</p> <p>7 同法第 43 条の規定による協議をすること。</p>			
<p>5 採石法（昭和 25 年法律第 29 号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第 32 条の 4 の規定により登録を拒否すること。</p> <p>2 同法第 32 条の 10 の規定による登録の取消し等をすること。</p> <p>3 同法第 33 条の 12 の規定による認可の取消し等をすること。</p>		<p>1 同法第 32 条の規定による登録をすること。</p> <p>2 同法第 32 条の 13 の規定による業務管理者の試験等をすること。</p> <p>3 同法第 33 条の規定による採取計画の認可及び同法第 33 条の 5 の規定による変更の認可等をすること。</p> <p>4 同法第 33 条の 9 の規定による認可採取計画の変更命令を</p>	<p>1 同法第 34 条の 8 の規定による適用除外をすること。</p> <p>2 同法第 42 条の規定による報告の徴収及び検査をすること。</p>		

			すること。 5 同法第 33 条の 13 の規 定による 緊急措置 命令等を すること。 6 同法第 33 条の 17 の規 定による 岩石の採 取を廃止 した者に 対する災 害防止命 令をす ること。 7 同法第 34 条の 4 の規定 による聴 聞をす ること。 8 同法第 42 条の 2 の規定 による協 議をす ること。				
--	--	--	---	--	--	--	--

別表第 3 の 6 の表に次のように加える。

国 際 ス ポ ー ツ 大 会 推 進 局	国 際 ス ポ ー ツ 大 会 推 進 課	1 2019 女子ハンド ボール世界 選手権大会 の開催に関 すること。						
		2 ラグビー ワールドカ ップ 201 9 の熊本開 催に関する こと。						
		3 2020 東京オリン ピック・パ ラリンピック 競技大会 等のキャン プ誘致に関 すること。						

	4 国際スポーツ大会を活用した地域活性化等に関すること。						
	5 国際スポーツ大会に係る協議会等の事務に関すること。						
	6 国際スポーツ大会推進局長に関すること。						

別表第3の8の表及び9の表を次のように改める。

7 農林水産部

局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）長専決事項	部内局長専決事項	課（センタ）長専決事項	備考欄に定める職決事項	備考
農林水産政策課	1	農林水産及び所人並びに産事理の経費に関すること。						
	2	農政諸務に関すること。		1 新嘗祭における献穀者を推薦すること。				
	3	熊本県農業公園に関すること。						
	4	農林水産の企画調整に関すること。		1 農林水産の企画調整に関すること。				
	5	農業、林業及び水産の基本的な計画に関すること。	1 農業、林業及び水産の基本的な計画に関すること。					
	6	農林水産部長室に関すること。						



				<p>7 2 条 の 4 3 2 の 規 定 農 法 項 によ る 組 合 立 に 事 人 組 の 設 理 届 す る 受 こと。 7 同 法 第 2 7 2 条 の 第 3 4 第 2 定 項 によ る 農 法 に 事 人 組 の 合 散 届 す る 受 理 す る こと。第 8 同 法 第 3 7 2 5 の 規 定 3 項 によ る 農 法 に 事 人 組 の 合 併 届 す る 受 理 す る こと。第 9 同 法 第 1 6 2 項 によ る 規 定 に 立 認 可 する に 証 明 法 第 4 3 同 法 第 4 項 によ 定 に 款 認 可 する 更 す を と。の 関 明 可 す を と。証 する こ と。</p>	
2	森林組合 に関するこ と。	<p>1 森林組 合の設 立を認 可す ること。 2 森林組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。</p>	<p>1 森林組 合の定 款を認 可す ること。 2 森林組 合を指 導する こと。</p>	<p>1 森林組 合の職 員を 研修 すること。 2 森林 組合の 調査 すること。</p>	
3	水産関係 団体に関する こと。	<p>1 水産業 協同組 合の設 立を認 可す ること。 2 水産業 協同組 合</p>	<p>1 水産業 協同組 合の定 款を認 可す ること。</p>		

		の合併及 び解散す る認可す ること。			
4 漁船保険 に関するこ と。			1 漁船損害 等補償法 (昭和27 年法律第 28号)第 11条に基 づく区域 の指定に 関すること。 1 漁船損害 等補償法 (昭和27 年法律第 28号)第 11条に基 づく区域 の指定に 関すること。 2 漁船損害 等補償法 (昭和27 年法律第 28号)第 11条に基 づく区域 の指定に 関すること。	1 同法第2 12条及び 同法第27 条に付の 届出及び 並定書に 関すること。 2 同法第3 12条に付 の公關の 関すること。 3 同法第7 条に付の 漁船の関 すること。	
5 農業金融 に関するこ と。	1 天災に よる被害 の軽減に 関する措 置(昭和3 0年法律第 136号)第 2項に基 づく特別 被害		1 農業改 良資金法 (昭和31 年法律第 21号)第 2条に基 づく資金 運送に 関すること。 2 農業改 良資金法 (昭和31 年法律第 21号)第 2条に基 づく資金 運送に 関すること。	1 熊本県 農業通 項に融 給に 関する こと。	熊本県 農業通 項に融 給に 関する こと。

を 指 定 す  
る こと。

規 定 2  
の 基 2  
に 融 2  
ち 資 2  
第 2  
( 2 )  
( 5 )  
に 融 2  
が 第 2  
1 第 2  
か 第 2  
ま 第 2  
げ 第 2  
貸 第 2  
る 第 2  
あ 第 2  
付 第 2  
0 第 2  
円 第 2  
の 第 2  
利 第 2  
の 第 2  
関 第 2  
と 第 2

3

の ( 1 )  
の ( 2 )  
の ( 4 )  
に 融 び  
る び  
審 び  
長 項  
す ず  
を 会  
式 政  
本 公  
金 成  
法 ( 平  
年 5  
第 7  
号 ) の 規  
基 定 づ  
に 係 融  
付 適 格  
認 定 及  
貸 付 後  
調 査 指  
に 関 ず  
こ だ 興  
振 興 過  
・ 域 善 改  
善 改 及  
計 定 農  
施 設 の 業  
必 承 承  
及 農 資  
業 認 特  
加 加

						<p>計事に営和金高設画同設画事を 業認び経調資理施計共施計定関と 事承並産境進処化備び用備認にこ の画務畜環推の度整及利整の務除 3 大営援務領に大営援事の関と 4 農業金利及補金の給にこ 5 株式会政公の係調告の関と</p>	
	6	<p>林業金融 に關する と。</p>		<p>1 改の等る 林業金の 資付關と 善貸にこ 2 産度資付關 材高進貸に 木等推の等 業化金のけ す</p>	<p>1 株式会政公 社日金の受 策庫の行対 庫を象書成 を対象書成 行対調作貸 の調</p>	<p>株式会政公 日金の受 庫の行対 庫を象書成 を対象書成 行対調作貸 の調</p>	

7 漁業金融 に関するこ と。			1 漁業近 代化資 の貸付 等関 るこ と。 2 沿岸漁 業改善 金の貸 付け関 すること。	1 株式会 社日本 策庫の 係調査 に付報 すること。	
8 農業共済 組合に関 すること。	1 農業災 害補償 法(昭和 22年第 185号) 第143 条の2に 基づき、 道府農 業共済 保険会 の審査 規程(昭 和26年 令第88 号)第5 条によ るに關 すること。	1 同法第 16条の 1に基 づく、 等加入 員然基 準を認 めると。 2 同法 第25条 第4項 の規定 により、 共済組 合及び 認可を すること。 3 同法 第46条 の2に 基づき、 農組の 解散を 認可す ること。 4 同法 第85条 第1項 の規定 に基づ き、市 町村農 業共済 事業の 認可を すること。 5 同法 第142 条から 第147 条まで に基	1 同法第 43条の 2に基 づく、 共済組 合の変 更を認 可する こと。 2 同法 第85条 第10項 に基づ き、共 済実施 の認可 すること。 3 同法 第87条 及び農 業補償 令(昭 和22年 令第29 号)第2 条の1に 基づき、 共済課 承認を すること。 4 同法 第87条 第2項 の2に 基づき、 金		

び令る 第2条規つ業合、反るす 及命す 法4の基農組し違すを 査督関と。 同46に、済対令対置を 檢監にこ 61の定き共に命に措る	納認る 第7項、5項、05及22項に、共畜果、共園共険準金可 滞のす 法7項、5項、05及22項に、共畜果、共園共険準金可 の分をと。 同41第1の6第条第規つ作、済共作及施の階基掛認 等処可こ 51第第条第条第び03の基農済共樹畑済芸済段共率す 同法205及項に、共険別険属区域危の度すを 61の1第規つ作の級各級るは階險表指め 7 農作、済作の穫に済収 共樹び共準並繭基
--	--

				量を指示すること。			
	9 農業共済 保険審査会 に 関 す る こ と。						
	10 漁業共 済に 関 す る こ と。			1 漁業災 害補償法 (昭和39 年法律第 158号) に 基 づ く 加 入 区 に 関 す る こ と。			
	11 その他 農林水産業 団体に 関 す る こ と。						
	12 農業協 同組合の 査に 関 す る こ と。						
	13 森林組 合の 査に 関 す る こ と。						
	14 漁業協 同組合の 査に 関 す る こ と。						
	15 その他 農林水産業 団体の 査に 関 す る こ と。						
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	1 農林水産 物の流通 策の 企 画 に 関 す る こ と (林 業 振 興 課 が 管 轄 す る も の を 除 く。)						
	2 農林水産 物の販路 大に 係 る 策 の 宣 伝 に 関 す る こ と (林 業 振 興 課 が 管 轄 す る も の を 除 く。)						
	3 農林水産						

		物の流通体系の整備計画に及ぶこと。興産所の除く。					
		4 農林水産物の加工振興課が管轄すること。					
		5 その他農林水産物の流通振興課が管轄すること。					
		6 地産地消の推進すること。					
		7 卸売市場に及ぶこと。					
		8 卸売市場審議会に及ぶこと。					
		9 農商工連携に及ぶこと。					
		10 農業への参入に及ぶこと。					
		11 フードバレーに及ぶこと。					
生産経営局	農業技術課	1 農業技術の改善に及ぶこと。	1 協同農業の普及に及ぶこと。	1 普及指導員に及ぶこと。	1 指委設置に及ぶこと。	1 協同農業の普及に及ぶこと。 2 農業指導員の資質向上に及ぶこと。 3 象災	

					<p>止るに。指 4 こ。普及委 導員の活動 の支に 援る の関す と。</p>		
2	植物防疫 に関するこ と。		1 航空防 除実施計 画を策定 すること。	1 農作物 病害虫発 生警報を 発令する こと。			
3	肥料、農 薬及び農 業機械に 関すること。		1 高性能 農業機械 の導入基 本方針に 関すること。	<p>1 肥料の 登録をす ること。肥 2 事故の譲渡 料の許可 すること。 3 肥料取 締法(昭和 25年法 律第22 7号)違反 者の措置 すること。 4 農薬残 留分を結 果を公表 すること。 5 農薬取 締法(昭和 23年法 律第82 号)第13 条の定め る業者又 は農薬使 用者の報 告徴収に 関すること。 6 農薬指 導士を認 定すること。</p>	<p>1 特殊肥 料の生産 に関する 届出をす ること。農 2 葉取第8 締法の規 定による 3 業者の 届出をす ること。高 性能機械 4 農薬利 用の断絶 に關すこ と。業 5 安全に 関すること。</p>		
4	農用地土 壌汚染防 止に關す こと。	1 対策地 域及び特 別地区の 指定及び 変更をす ること。	1 対策計 画の策定 及び変更 に關すこ と。	<p>1 指定農 作物等 2 に関する 土壌汚 染に關 する調 査</p>			

				び測定に 関するこ と。			
5 環境保全 型農業の推 進に関する こと。		1 環境保全 型農業計 画の策定 すること。 2 地力増 進地域を 指定する こと。 3 持続性 の高い農 業生産方 式の導入 の促進に 関する法 律（平成 11年法 律第11 0号）第 3条に基 づき、導 入指針を 定めるこ と。	1 熊本型 特別産物 の認証策 定すること。 2 全国環 境保全コ ーブルに 関するこ と。 3 同法第 3条第3 項に基づ き、導入 指針を更 変すること。 4 同法第 3条第3 項に基づ き、導入 指針を認 定すること。				
6 種苗法（昭 和22年法 律第115 号）の施行 に関するこ と。		1 熊本県 職種の利 用の許諾 に関する こと。	1 熊本県 職種の利 用の許諾 に関する こと。				
7 病虫害防 除に関する こと。							
8 農業技術 会議に関す ること。							
9 農業改良 助長法（昭 和23年法 律第165 号）第12 条第2項 に掲げる 事務に関 すること。							
10 普及指 導員の研修 の実施に関 すること。							
11 研究開 発された新 技術の確立 及び農業者							

	等への技術移転に関すること。						
	1 2 農業災害及び病虫害おける軽減の技術に関すること。						
	1 3 農業研究センターに関すること。						
	1 4 生産経営局長に関すること。						
農産園芸課	1 生産の総合調整に関すること。						
	2 米、麦、大豆の生産に関すること。	1 米、麦、大豆の振興方針を定めること。	1 米、麦、大豆の生産に関すること。 2 稲、麦、大豆の種に関すること。 3 米、麦、大豆の奨励品種を改廃すること。				
	3 米穀の需給調整に関すること。	1 市町村別生産目標を定めること。	1 米穀の流通・販売促進に関すること。				
	4 米穀等の取引等に関する情報及び情報の伝達に関する法律（他課の事務ものを除く。）。						
	5 戸別所得補償制度に関すること。						
	6 いぐさの		1 いぐさ				

<p>生産奨励に関すること。</p>			<p>の奨励品 種を選定 するこ と。 2 いぐさ の原苗ほ 及び耕種 基準の設 置に關す ること。 3 いぐさ の指導方 針を策定 すること。 4 いぐさ 及びい製 品の生の 計画の策 定並びに 流通對策 の推進に 關すること。</p>		
<p>7 茶の振興に関すること。</p>		<p>1 茶振興策 計画を策 定すること。</p>	<p>1 茶の栽培 及び關す る指導方 針を策定 すること。</p>		
<p>8 特用作物の振興に関すること。</p>					
<p>9 蚕糸業の振興に関すること。</p>					
<p>10 果樹の振興に関すること。</p>		<p>1 果樹農業 振興特 別措置法 (昭和3 6年法律 第15 号)第2 条の3第 1項の規 定に基づ き、果樹 農業振興 計画を策 定すること。 2 果樹の 奨励品種 の選定を すること。</p>	<p>1 同法第 3条第1 項に基づ き、果樹 園計 画を認 定すること。 2 果実の 価格安 定に關 するこ と。 3 果実の 供給調 整に關 すること。</p>		
<p>11 野菜の振興に関すること。</p>		<p>1 野菜振興 策を策定 すること。</p>	<p>1 同法第 8条及び 第9条の</p>		

			<p>こと。 2 野菜生産出荷安定法（昭和41年10月3日法律第50号）及び第6条の規定に基づく野菜の生産地及び変更すること。</p>	<p>に基き、野菜出荷計画の変更に係る格策を定めること。</p>			
	1 2 花きの振興に関すること。		1 花き振興策を定めること。				
畜産課	1 畜産振興に関すること。		1 酪農・肉用牛生産計画を定めること。	<p>1 地域畜産振興事業に關すること。 2 地方競馬全等事關すること。 3 畜産技術の実施に關すること。 4 畜産団體に關すること。</p>	<p>1 畜産統制に關すること。 2 畜産技術の研修を受けること。</p>		
	2 飼料に関すること。			<p>1 飼料の安全性及び品質の改善に關する法律（昭和28年法律第35号）に基き、廃棄物の指示等並びに自給すること。 2 飼料の集約</p>	<p>1 同法の製造の受理報告をすること。 2 飼料受給安定法（昭和27年法律第356号）に基き、調査をすること。</p>		
	3 酪農振興に関するこ			1 集約酪農地			

	と。			<p>2 画に關す ること。酪 農地及び お農事業 設の承 又更を 認す。</p>			
	4 畜産経営 に關するこ と。			<p>1 畜産コ ンサルタ ンを指導 を指すこ と。乳の 2 取引に 取す監督 に及びを と。</p>	1 畜産技 術設計指 及をす と。		
	5 畜産環境 対策に關す ること。			<p>1 畜産団 地に關成 ること。す 2 畜産経 營環境の 保全整備 に關する こと。排 3 家畜の せ管理の 管正化及 利用に關 進る法律 成11年 法1第1 12号)に 基づく指 導、助言 勸告及び 命令に關 すること。</p>			
	6 学校給食 用牛乳に關 すること。						
	7 家畜及び 畜産物の流 通及び価格 対策等に關 すること。			1 家畜及 び畜産物 の流通推 進に關す			

			こと。 2 家畜及び物産格安に び畜産格安に 価格金に 基する すこと。			
8 家畜市場 に関するこ と。			1 家畜市場の 場登録に に關す こと。 2 市場再 編整備 域の指 に關す こと。			
9 草地開発 に関するこ と。			1 県営及 び団体 草地開 発事業 の調査 に關す こと。 2 野草地 の調査 及び開 発に關 すること。			
10 公共育 成牧場に 關すること。						
11 家畜の 改良増殖 に關すること。	1 家畜及 び家き の改良 増殖計 策を 決定す ること。	1 家畜導 及びび 入付に すこと。 2 種苗 貸付に 關すこ と。 3 家畜 工授精 講習會 開催の 格試 実施に 關すこ と。 4 子家 検査員 び種雄 檢査員 任免に 關すこ と。 5 ふ化 者を登 録すこ と。 6 標準 認定の 檢査免 に關す	1 種畜及 び標準 の檢査 実施す ること。 を る			

			<p>7 こと。登録ふに措ず及検 化業者を命と入す 関するをこ立を 置るび査と。 8 地 方 種 畜 検 査 員 を 任 免 し、畜 を 臨 時 種 畜 臨 検 査 を 発 明 書 し、査 立 入 検 査 を 命 ず る こと。 9 優 良 種 牛 を 認 定 す る こと。</p>			
1 2 養蜂に 関すること。			1 蜜蜂転 飼を許可 すること。			
1 3 家畜保 健衛生に関 すること。				1 家畜衛 生に思 生る普 及を及 実を施 ること。		
1 4 家畜伝 染病予防に 関すること。	<p>1 家畜伝 染病の発 生又はま ん延を防 止するた めの検 査、注射、 薬浴又は 薬投を命 ずること。 2 家畜伝 染性病を 予防す るため 消毒を命 ずること。 3 家畜伝 染病の発 生に伴う 必要な 措置に 関すること。 4 患畜又 は疑似 畜の殺 処分を</p>	<p>1 家畜防 疫員及び 命上獣医 の嘱を と。家畜 防疫要 2 疫員及 遣請に ること。 3 家畜防 疫自衛 組織強 化に 関すること。</p>	<p>1 家畜の 伝染性及 び届出 受ること。 2 家畜伝 染病の 蔓延た たつ 林水へ 臣及 告都 係県 報を と。</p>			

		<p>5 家畜伝染病の蔓延防止のための等制限を命ずること。</p> <p>6 家畜伝染病の蔓延防止のための集合施設、放牧等の制限を命ずること。</p>				
15 動物薬事に関すること。		<p>1 医薬品、機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく取消しを命ずること。</p> <p>2 動物用医薬品又は動物用機器業の者に對し、條件を是正するに對する措置を命ずること。</p> <p>3 動物用の医薬品の指導に関すること。</p>	1 薬事監事員を免すこと。	<p>1 不良品、不正に等して、その措置を命ずること。</p> <p>2 配置販売の明行と。</p> <p>3 動物用医薬品並びに動物用機器の販売業（更新可除く。）を命ずること。</p> <p>4 登録販売者の登録に関すること。</p>		
16 獣医事に関すること。			1 診療簿及び簿の行	1 獣医師法（昭和24年法律第186		

						と。	号)第22 条の規 に出の 進をす と。療 2 獣医(平 法(平成 年法律 46号) 3条に 定診の 届開 理出に ること。		
	17 家畜人工授精所に 関すること。								
	18 家畜保健衛生所に 関すること。								
農地・担い手支援課	1 農地の振興に 関すること。	1 農業振興 地域の振 興に 関すること。 (昭和44 年法律第 58号)第 44条に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 2 同法第 66条に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。	1 同法の規 定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 2 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。	1 同法の規 定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 2 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 3 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 4 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。	1 同法の規 定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 2 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 3 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 4 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。	1 同法の規 定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 2 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 3 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。 4 同法の 規定に基 き、農業 振興の方 針を定め ることに 関すること。			



				計画法(昭和43年1第1021号)第3条第1項に定める区域市街区域と農業に			
	2 農業振興促進に						
3 農村地域工業等に	1 農村地域工業促進法第4条の	1 同法第4条の	1 同法第5条第2項に	同法第1条第1項に			
4 農地法(昭和27年法律第22号)の	1 同法第5条第1項に		1 同法第1条第1項に	同一に			

<p>4 こと。 農地法の改正法7条に 等の一正法律2号の を改正法律2号の る法正法律2号の 成法2法律2号の 法7号の 条に よ 前 正 地 法 号 7 い 法 う 7 4 定 不 の 命 と。</p>	<p>法部 す 平 年 5 1 第 1 定 改 農 6 第 お 旧 い 第 第 規 り 件 を こ</p>	
<p>5 農地法の改正令5条に 施の一正令5条の の改正令5条の 政令21号の 2令5条の に よ 前 正 地 法 令 7 第 号 4 第 1 5 の よ け こ</p>	<p>法等 を る 成 政 8 1 第 1 定 改 農 行 2 令 5 5 の よ け こ</p>	
<p>6 旧法72条に 74の 2の に 路 与 る こ と。</p>	<p>第 の 定 道 譲 す と。 第 の 定 草 権 に</p>	
<p>7 旧法72条に 75の 2の に 地 の</p>	<p>第 の 定 草 権 に</p>	

					<p>8 関すること。 農地法第49条の 規定による調査 を行うこと。</p>			
		5 民事調停 法(昭和26 年法律第2 22号)に基 づく農事調 停に関する こと。			1 同法に 基づき調 停すること。			
		6 農地对価 徴収金に 関すること。						
		7 農地の利 用推進に 関すること。						
		8 農地の集 積に 関すること。						
		9 農業会議 及び農業 委員会に 関すること。						
		10 公益財 団法人熊 本県農業 公社に 関すること。						
		11 農業の 担い手の 育成に 関すること。						
		12 農業経 営の改善 に 関すること。						
		13 女性農 業者及び 高齢農 業者に 関すること。						
		14 新規就 農に 関すること。						
		15 青年農 業者の 育成に 関すること。						
		16 農業大 学校に 関すること。						
農 村 振 興	農 村 計 画	1 土地改良 区に 関すること。	1 土地改良 法(昭和 24年法 律第19	1 土地改良 区の設 立及び 運営に 係る	1 団体営 土地改良 事業の 適否	1 団体営 土地改良 事業の 適否		

局	課	<p>5号)第8 5条に基 5づく国 土地改 事業施 申書及 進達7 第8の の3基 定に事 計同 の画 対協 答議 るに こ と。</p>	<p>認可等 関する と。こ</p>	<p>定及び認 可等こ関 す(非補と 地改良 業にの事 も)。除 く。營 2 地改 土 業施 事 適否 行 及比 決 決定 計 関等 と。す る</p>	<p>定及び認 可等こ関 す(非補と 地改良 業にの事 も)。除 く。營 2 地改 土 業施 事 適否 行 及比 決 決定 計 関等 と。す る</p>	<p>定及び認 可等こ関 す(非補と 地改良 業にの事 も)。除 く。營 2 地改 土 業施 事 適否 行 及比 決 決定 計 関等 と。す る</p>	
	2	<p>土地改良 財産の管 理に 関する こと。</p>	<p>1 重要な 土地改良 財産に 関すること。</p>	<p>1 土地改良 財産(土 地改良 及び財 産の管 理に 関する こと。 3 本第 第3第 第1第 第2第 第3第 号、及 及び 3号に 掲げ るに その 他農 林部 長指 定施 設の 限 管を 委託 す ること。 2 土地改良 財産の うち の軽 易の もの に 関 すること。</p>			
	3	<p>農業農村 整備に係 る企画、 調整及 推進に 関すること。</p>			<p>1 農業農村 整備に 関すること。</p>		
	4	<p>県営及び 団体の農 業農村 整備</p>			<p>1 農業農村 整備に 関すること。</p>		

	事業の調査及び新規採択に関すること。			に 関 する こ と。 2 農 業 農 村 整 備 事 業 新 規 関 採 択 関 係 する こと。			
	5 国 営 土 地 改 良 事 業 (以 下 こ の 部 に お い て 「 国 営 事 業 」 と い う 。 ) に 係 る 関 係 機 関 等 と の 調 整 及 び 国 営 事 業 の 推 進 に 関 する こと。						
	6 国 営 事 業 に 係 る 営 農 計 画 と の 調 整 及 び 営 農 推 進 計 画 の 推 進 に 関 する こと。						
	7 国 営 事 業 に 係 る 調 査 に 関 する こと。						
	8 国 営 事 業 に 伴 う 付 帯 関 連 事 業 の 計 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 する こと。						
	9 農 業 用 水 の 調 整 に 関 する こと。						
	10 農 村 振 興 局 長 に 関 する こと。						
農地整備課	1 農 地 の 集 換 団 化 及 び 計 画 に 関 する こと。			1 国 営 及 土 び 県 営 事 地 改 良 係 業 業 換 地 計 画 の 決 定 及 並 び 変 更 換 地 処 分 関 係 す る 事 業 に 関 係 する こと。 2 団 体 営 農 土 地 改 良 係 事 業 換 地 係 に 関 係 する こと。 3 交 換 分			

				合に關す ること。			
2	農業農村 整備事業に 係る事業用 地の取得及 び補償に關 すること。						
3	県営及び 団体営の農 業農村整備 事業(農村計 画課の分掌 ものを除 く。)に關す ること。			1 地区予 算の割当 に關す ること。			
4	海岸保全 事業(農林水 産省農村振 興局所管)に 關すること。	1 海岸保 全事業長の 全期計画に 關すること。		1 地区予 算の割当 に關す ること。 2 海岸法 (昭和31 年法律第 101号) 第3条に よる海岸 保全指定 の変更又 は決 定す ること。			
5	防衛施設 周辺障害の 防止事業の うち農業に 關すること。						
6	農地及び 農業の災害 復舊に關す ること。			1 農林水 産施設復 舊補助費 の措置に 關する 法律(昭 和25年 政令第 152号) 第4条に よる補助 率の増 高を申請 すること。 2 同令第 4条に よる			

				<p>復旧事業要書 計画書 災害復旧計画書 を提出すること。</p>			
	<p>7 地すべり防止事業(農林水産省農村振興局所管)に関すること。</p>		<p>1 地すべり防止区域の指定に関すること。 2 地すべり防止工事基本計画を策定すること。</p>	<p>1 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条の規定による設計及び計画を承認すること。 2 地すべり等防止法施行令(昭和33年政令第112号)の規定に徴する指定すること。 3 地区予算の割当てること。</p>	<p>1 同法第18条の規定による許可すること。</p>		
むらづくり課	<p>1 中山間地域対策及び整備に関すること。</p>						
	<p>2 中山間地域の整備に関すること(農村計画課の分掌に係るものを除く)。</p>						
	<p>3 ふるさと・水と土保全基金に関すること。</p>						
	<p>4 経営構造対策に関すること(人権啓発等を含む)。</p>						
	<p>5 鳥獣被害対策に関すること。</p>						

	ること。						
	6 都市農村交流に関すること。						
	7 日本型直接支払制度に 関すること（環境保全 型直接支払のものを除く。）。						
	8 食文化の継承活動に関すること。						
	9 世界農業遺産に関すること。						
技術管理課	1 農業・森林・水産・土木工事の 査に關すること。						
	2 農林水産部の補助物の 物の検査に關すること。						
	3 農業・森林・土木工事の 設計に關すること。						
	4 農業・森林・土木技術 職員の技術指導に關 すること。						
	5 農業・森林に係るシステ ム及び農地情報の開 発に關すること。						
	6 農業・森林の進捗システ ムに關すること。						
	7 農業・森林に係る副産物 の対策						

		に 関 す る こ と。					
		8 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る 評 価 に 関 す る こ と。					
		9 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る コ ス ト の 縮 減 に 関 す る こ と。					
		10 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る CAL S / EC の 推 進 に 関 す る こ と。					
		11 地 籍 調 査 に 関 す る こ と。	1 国 土 調 査 法 ( 昭 和 26 年 法 律 第 180 号 ) の 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 地 籍 調 査 に 関 す る 計 画 を 報 告 す る こ と。	1 同 法 第 6 条 に 基 づ き 、 又 村 地 等 国 を 指 定 す る こ と。 2 同 法 第 6 条 ( 第 1 項 除 規 づ 籍 関 計 議 及 び ) の 規 定 に 基 づ き 、 調 査 を 行 う こ と。 3 同 法 第 8 条 に 基 づ き 、 調 査 を 行 う こ と。 4 同 法 第 19 条 に 基 づ き 、 調 査 成 果 を 認 証 申 告 す る こ と。			
森	森	1 民 有 林 森	1 地 域 森	1 地 域 森	1 地 域 森	1 森 林 経	

林局	林整備課	林計画に 関すること。	林計画を 策定する こと。	林計画の 変更に関 すること。	林計画の 案に 対して 見立て る こと。 2 市町 森林計 画及び 村整備 協議 事項に 関する こと。 3 森林 計画に 係る 土地の 利用に 関する こと。	計画及び 指導に 関する こと。 2 空中 測量の 実施に 関する こと。 3 他府 道の 林画事 業に 関する こと。			
		2 国有 民有林 の森 林計 画調 整に 関す ること。			1 国有 民有林 の森 林計 画調 整に 関す ること。				
		3 森林 審議 会に 関す ること。							
		4 森林 集約 化に 関す ること。							
		5 森林 整備 保全 事業 計画 に 関す ること。							
		6 民有 林の 造林 奨励 に 関す ること。	1 造林 事業 計画 を 策定 する こと。		1 造林 事業 計画 の 変更 に関 する こと。 2 造林 事業 の 推進 に 関す ること。 3 造林 事業 の 推進 に 関す ること。				

<p>7 林業用種 苗に関する こと。</p>			<p>こと。 1 苗木生産 産指に事 業に関す ること。用 2 林業用給 種苗需議 調整会す にこと。る 3 林業用評 苗木品に 会催すこ と。この 4 種苗団 体の指導 にこと。る 5 公営種 子採取事 業に關す ること。用 6 林業種 苗法(昭和 45年法 律第89 号)第3 条第1項 の規定に 樹若母は 育種又母 林通し母 普通く母 若普林を 指同条の 第1項に 定指除を 及第2規 定の採し の禁止に 並らとし れ分をと こ示す。 7 産事 業者講 習</p>	<p>1 林業用 苗養成状 況を調査 すること。 2 林業用 種苗得苗 を調査す ること。用 3 林業用 種苗需給 過不足を 調査すこ と。この 4 林業用 種苗需給 計画出入 実績を調 査すること。 5 種子結 実の調査 すること。 6 きゅう 果の採取 状況を調 査すること。</p>	
---------------------------------	--	--	---	--	--

				実施する の実 関す こと。			
				8 生産者登録に 業の公す 関す こと。			
				9 林木品 種改良 業に 関す こと。			
	8 民有林の 間伐促進に 関すること。						
	9 県有林地 の取得、交 換、譲与及 び地上権設 定に 関すること。						
	10 県有林 の造成、処 分及び伐採 跡地検査に 関すること。			1 新植事 業及び保 有事業計 画(附帯施 設を含む) を策定す ること。 2 森林保 険加入締 結すること。 3 林産物 の計画外 処分(評 価額10万 満の除く) を 4 立木等 売払代金 の延納割 合を決定 する こと。	1 伐採跡 地検査に 関すること。		
	11 県有林 の管理に 関すること。			1 県有林 経営計画 を策定及 び実施す ること。 2 県有林 の保全に 関すること。			
	12 林業公 社に 関する	1 林業公 社に 対す					

	こと。	<p>整備をけ 林金付と。公 森資しこ。業 備貸る。林。対 2 社に農資 る業付金保 務す証を ること。</p>					
	1 3 森林病 害虫等に関 すること。						
	1 4 林業技 術の普及及 び指導に関 すること。			<p>1 林業普 及指導及 指方針業 施林業普 及実の事 業策計 画に定 る 2 普指 導職員 設置に すこと。</p>			
	1 5 林業研 究指導所 に 関すること。						
	1 6 森林局 長に 関すること。						
林業振興課	1 流域森林 ・林業策 に 関すること。						
	2 林業・木 材産業振 興施設等 に 関すること。			<p>1 林業・ 木材産 業振興 施設事 業の計 画に 関すること。</p>	<p>1 林業・ 木材産 業振興 施設事 業の計 画に 関すること。</p>		
	3 特用林産 物及び樹 林業に 関すること。		<p>1 特用林 産事業 に 関する 振興策 画を 定 すこと。</p>	<p>1 特用林 産物の 加工流 通の計 画を 定 すこと。 2 樹芸 業の計 画を 定 し、 実施 すこと。</p>	<p>1 特用林 産物の 加工流 通の計 画を 定 すこと。 2 特用 産物の 需給調 査及び 報告 すこと。</p>		

	<p>4 林業担い手対策に関すること。</p>		<p>1 林業担い手の育成確保に関する計画の策定すること。</p>		<p>1 林業労働安全衛生に関する普及啓発を行うこと。 2 林業従事者及び継業者の研修を行うこと。</p>	
	<p>5 林道に関すること。</p>		<p>1 林道整備計画の決定すること。</p>	<p>1 林道の更なる変更に承認の承ることを。</p>		
	<p>6 県産材の利用促進に係る企画及び調整に関すること。</p>					
	<p>7 県産材の販路拡大に係る計画の策定及び県産材の宣伝に関すること。</p>					
	<p>8 木材業者及び製材業者の指導及び育成に関すること。</p>					
<p>森林保全課</p>	<p>1 保安林に関すること。</p>		<p>1 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1号から第3号までの保安林（重要流域内に限る。以下「大臣保安林」という。）の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な</p>	<p>1 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。 2 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。 3 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。 4 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。</p>	<p>1 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。 2 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。 3 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。 4 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な事項を除く。）。</p>	

				<p>限る。)。 3 保安林施の要件に関する。 2 同法第25条第1項第3号の保安(重要流域以外に存するに限り。 )及び同法第25条第1項第4号第11号までの保安(以下「知事限保安」といふ。 )の指定解除を示すこと(重要なものに限り。 )。 3 同法第38条に基づく処分を。 3 保安林の指定解除の要件に関する。 2 同法第25条第1項第3号の保安(重要流域以外に存するに限り。 )及び同法第25条第1項第4号第11号までの保安(以下「知事限保安」といふ。 )の指定解除を示すこと(重要なものに限り。 )。 3 同法第38条に基づく処分を。</p>	<p>林施の要件に関する。 4 保安林の指定解除の要件に関する。 5 保安林及び係書の見解を。 6 保安林の指定解除の要件に関する。 5 保安林の指定解除の要件に関する。</p>	<p>す。 5 面定す。 申請と伐限の公積を。 申請と伐限の公積を。</p>	
	2 林地開発行為に関する事。		<p>1 森林法の第10条の2の規定による民有林の発行許可を(重要なものに限り。 )。 2 同法第10条の3の規定に基づく処分を。</p>	<p>1 同法第10条の2の規定による民有林の発行許可を(公室)専らに。</p>	<p>1 同法第10条の2の規定による民有林の発行許可を(公室)専らに。</p>		
	3 治山事業	1 治山事	1 治山事	1 単県治	1 治山事		

		<p>に関するこ と。</p>	<p>業の基本 計画策を 定するこ と。</p> <p>2 地すべ り防区 域の指 定に 関す こと。</p>	<p>業の年 計画度 定する こと。</p>	<p>山事業の 計画承 認にす ること。</p> <p>2 山 地 災 害 報 告 関 報 告 と。す 此 3 地 止 工 り 防 本 計 事 基 本 計 画 関 算 る 事 計 算 4 地 止 工 り 等 防 止 法 第 1 定 条 の 規 工 に 事 の 設 計 及 計 画 施 認 と。 実 承 5 林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 復 旧 計 画 復 関 計 画 復 と。 する 此</p>	<p>業の箇所の 計画及協議 決定関す 設計と。 同 業別決定に 法 関すこと。 第 2 1 8 条 規 定 第 定 行 1 の 許 可 関 す 事 係 に 係 る 係 こ 係 と。 係</p>		
		<p>4 森 林 公 園 の 整 備 等 に 関 する 事 と。</p>						
		<p>5 森 林 の 公 有 化 に 関 する 事 と。</p>						
		<p>6 緑 化 の 普 及 及 び 啓 発 に 関 する 事 と ( 都 市 関 連 緑 化 に 関 する 事 除 外 ) 。</p>						
		<p>7 入 会 林 野 等 整 備 事 業 に 関 する 事 と。</p>		<p>1 入 会 林 野 等 整 備 認 計 画 の 公 告 可 及 び 認 許 に 関 する 事 と。</p>		<p>1 入 会 林 野 等 整 備 指 導 事 業 に 関 する 事 係 と。</p>		
水産局	水産振興課	<p>1 水産技術 の普及及び 指導に 関する こと。</p>						
		<p>2 沿岸漁業 の構造改善 に 関 す る こ と。</p>			<p>1 漁業経 業構造改 善事業の 計画策定</p>			

			及びその 変更に関 すること。			
3	水産物の 流通に関 すること。					
4	栽培漁業 の推進に 関すること。		1 栽培漁 業基本計 画に關す ること。			
5	資源管理 型漁業の 推進に關 すること。		1 資源管 理計画の 策定に關 すること。			
6	内水面漁 業の振興 に關する こと。		1 内水面 漁業振興 計画に關 すること。			
7	養殖業の 振興に關 すること。	1 持続的 養殖生産 確保法 (平成1 1年法律 第51 号)第8 条の規 定による 特定疾 病のまん 延の防 止に關 すること。	1 同法第 4条によ る改善 計画に 關する こと。 2 同法 第7条 による 勧告に 關する こと。			
8	漁場環境 の保全に 關すること。					
9	漁業法(昭 和24年法 律第267 号)の施行 に關する こと。	1 漁場計 画策定方 針に關す ること。	1 漁業の 免許に 關する こと。 2 漁場 計画に 關する こと。 3 漁業 登録に 關する こと。 4 漁業 権限の 変更に 關する こと。 5 漁業 権限の 行使に 關する こと。 6 同法 第67 条の基 づく	1 漁場調 査及び 管理に 關する こと。 2 免許 漁業原 簿(抄本) 交付に 關する こと。 3 漁業 調整に 關する こと。 4 同法 に基づく 許可並 びに更 改に關 すること。 5 漁場内		

			<p>する 監の関 業員に 漁吏免 と。こ こ。こ 7 督任す 8 司法の 察員協 名議す 関と。こ 9 漁業の 反政分 関する と。</p>	<p>破許す 礁の関 の等こ の碎に 可につ 6 6 そ設 7 7 す許 8 8 捕の 9 9 殖の 漁業の 可証交 換関す と。こ 10 漁業 許再関 と。こ</p>	
<p>10 漁船及 び遊漁船 業に 関す と。</p>				<p>1 漁船法 (昭和25 年法律第 178号) に基づく 漁船の建 造、改造 及び許可 の登記並 び漁船簿 の交付に 関し、漁 船の登記 簿に漁船 の簿籍を 記載する こと及び 漁船の簿 籍を記載 するに關 する事項 を定める ことに関 する。</p>	

					<p>の指定に 関するこ と。漁船建 造等に關 する。漁船 の報告に 關すること。 4 小型漁 船の総下 にの係測 証に明書 交付報告 する。遊漁 5 業の適正 化に法律(昭 和63年9 9号)に基 づく業者、 船主、任 務講習、業 務講習、漁 船の指定、 報告及検査 等入に關す る域分(広 の係る務も 除く。)</p>		
1 1	海面利 用に關 すること。						
1 2	海区漁 業調整 委員会 及び内 水面漁 場管理 委員会 に關 すること。			1 海区漁 業調整 委員会 内水面 管理の 監督に 關すること。			
1 3	漁業取 締事務 所に關 すること。						
1 4	水産研 究セン ターに 關する こと。						
1 5	水産局						

漁港漁場整備課	<p>長に関する こと。</p> <p>1 漁港に関する こと。</p>	<p>1 漁港指定に関する こと。</p>	<p>1 漁港区域の変更に関する こと。</p>	<p>1 事業及び計画の変更と。海岸保全区域の指定又は中止すること。漁港計画の漁港及び沿岸状況の調査と。漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。漁港復旧事業の協議と。漁港復旧事業の申請と。漁港復旧事業の協議と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>2 海岸区域の指定又は中止すること。漁港計画の漁港及び沿岸状況の調査と。漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>3 備定すること。漁港及び沿岸状況の調査と。漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>4 漁港及び沿岸状況の調査と。漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>5 漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>6 漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>7 漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>8 漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p> <p>9 漁港復旧事業の調査と。漁港復旧事業の申請と。</p>	<p>1 同法第39条、第61条及び第63条第8項の許可、協議の条件及び関係すること。熊本市条例第37条第17号に基づく許可、承認の処命と。漁港関係すること。</p> <p>2 熊本市条例第37条第17号に基づく許可、承認の処命と。漁港関係すること。</p> <p>3 漁港関係すること。</p>	
---------	--	---------------------------	------------------------------	---	--	--

				と。 1 0 漁 港 備 場 整 備 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 3 7 号) に 基 づ く 許 可 及 び 認 可 に 関 する (課 と (課 (セ ン ター) 長 専 決 事 項 に 該 当 す る も の を 除 く。 )。			
2 漁 港 に 係 る 公 有 水 面 に 関 する 事 と。		1 公 有 水 面 埋 立 法 行 令 (大 正 1 1 年 勅 令 第 1 9 4 3 号) 第 2 条 に 基 づ いて 認 可 係 属 する 漁 区 域 内 の 公 有 水 面 の 免 許 事 務 とす る こと。	1 漁 港 区 内 に 公 有 立 地 の 面 積 を 認 許 する こと (同 施 行 令 第 3 2 条 に 基 づ いて 認 可 係 属 する 漁 港 区 域 内 に 公 有 立 地 の 面 積 を 認 許 する こと。 2 漁 港 区 内 に 公 有 立 地 の 面 積 を 認 許 する こと の 縮 小、概 更 改、延 長 の 要 求、及 び 間 接 的 に 関 する 事 務 とす こと。	1 漁 港 区 内 に 公 有 立 地 の 面 積 を 認 許 する こと (同 施 行 令 第 3 2 条 に 基 づ いて 認 可 係 属 する 漁 港 区 域 内 に 公 有 立 地 の 面 積 を 認 許 する こと。 2 漁 港 区 内 に 公 有 立 地 の 面 積 を 認 許 する こと の 縮 小、概 更 改、延 長 の 要 求、及 び 間 接 的 に 関 する 事 務 とす こと。			
3 海 岸 及 び 漁 港 の 美 化 に 関 する 事 務 と。							
4 沿 岸 漁 場 の 整 備 に 関 する 事 務 と。				1 沿 岸 漁 場 開 発 策 を 策 定 する こと。 2 沿 岸 漁 場 開 発 策 の 実 施 年 度 別 計 画 及 び 策 変 更 事 務 とす る こと。			

8 土木部

局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）部長専決事項	部内局長専決事項	課（セ）長専決事項	備考欄に定める職決事項	備考
	監理課	1 土木部各先職手土の経 課及び出属に課の 機関の人事に 員並びに各課 続木部事務費 木事務費の経 理に関する こと。						
		2 土木施策 の企画調整 に関するこ と。						
		3 建設業に 関すること。		1 建設業 法（昭和 24年法 律第10 0号）第 19条第 5項に基 づき、 者へ勧 告す ること。 2 同法第 28条に 基づき、 建設業 者へ指 示及び 営業を 停止す ること。 3 同法第 29条に 基づき、 建設業 者の許 可を消 去すこ と。 4 同法第 41条に 基づき、 建設業 者及び 建設団 体へ指 導及び 助言を すること。	1 同法に 基づく 建設業 の許可 及び更 新すこ と。	1 同法第 3条に 基づき 建設業 者との 関係書 をすこ と。 2 同法第 27条に 基づき 建設業 者の許 可をす ること。 3 同法第 31条に 基づき 建設業 者の入 査をす ること。 4 同法第 27条に 基づき 建設業 者の報 告をす ること。 5 建設業 者の指 導に関 すること。 6 建設業 者の統 計の収 集及び 報告を すること。		

			5 同法第42条に基づき、引正員を置くこと。		7 建設機械(昭和49年4月)の検査と。		
4 浄化槽工事に関すること。			1 浄化槽法(昭和48年第43号)第32条に基づく工事業者又は業者等	1 同法第21条に基づき、浄化槽の登録をすること。第3項に定める工事を開始すること。同法第31条第2項及び第3項に定める検査	1 同法第21条に基づき、浄化槽の登録をすること。第3項に定める工事を開始すること。同法第31条第2項及び第3項に定める検査		
5 解体工事に関すること。			1 建設工事関係の法律第51条に基づき、解体業者又は業者等	1 同法第21条に基づき、解体工事の登録をすること。第3項に定める工事を開始すること。同法第31条第2項及び第3項に定める検査	1 同法第21条に基づき、解体工事の登録をすること。第3項に定める工事を開始すること。同法第31条第2項及び第3項に定める検査		
6 建設工事の請負契約	1 建設業者の格付						



	3	公有地の推進の拡大に関すること。						
	4	国土交通省に属する国の財産に関すること。						
	5	収用委員会のこと。						
	6	熊本県事業認定に関すること。						
土木技術管理課	1	土木工事の検査に関すること。						
	2	土木工事の設計基準に関すること。						
	3	土木工事の施工方法の改善に関すること。						
	4	土木技術職員の技術指導に関すること。						
	5	土木工事の実施管理に関すること。						
	6	土木工事に関する積算システム、工事進行管理システム及び電子納品に関すること。						
	7	CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	8	熊本県建設技術センターに関すること。						

	9 土木工事に 係る建設 副産物対 に関する策 こと。					
	10 建設工事 に係る資 材の再資 化等に關 する法律 環境課、 及び分掌 を除く。			1 同法第5 1規定に 規づく分 解方法等 変更のそ のな命令 に關す。		
道路保全課	1 道路の管 理に關す こと。	1 県の認 定、及び 路線の変 更を廢止 すること。		1 道路法第 (昭和27 年法律第 180号)第 19条に 1の規定 のよりに 地道路の 道を定め を同法第 4条によ 定その費 負担を同 法第20 2の規定 のよりに 兼用の方 管理を同 法第5条 5条によ 定その費 負担を同 法第1条 321のよ 規定に 規其他工 作物者に 理するに す施行法 を同法第 6	1 道路法第 18条に 1の規定 のよりに 決区域の 域及び開 始を同法 に關すに びら告示 すること。	

規 用 を る  
の よ 費 額 す  
条 に の 担 決 と  
定 そ 負 決 こ

4 同 第 7 条 第 3 規 用 又 区 定 こ  
7 定 道 の 禁 制 の 行  
に 路 禁 制 の 行  
道 の 禁 制 の 行

5 同 第 4 条 第 4 規 沿 の 行  
4 定 沿 の 行  
に 道 沿 の 行

6 同 第 4 条 第 2 規 動 道 定 こ  
8 の 規 車 路 の 行  
に 車 路 の 行

7 同 第 4 条 第 7 規 動 道 定 こ  
8 の 規 車 路 の 行  
に 車 路 の 行

8 同 第 7 条 第 2 項 定 監 を と  
1 項 の 規 分  
に 項 の 規 分

9 同 第 7 条 第 4 項 定 道 員 を と  
1 項 の 規 監 任  
に 項 の 規 監 任

1 0 同 第 9 条 第 1 項 規 用 を と  
9 規 用 を と  
の 規 用 を と

			<p>を 行 う こ と。</p> <p>1 1 車 輛 制 限 令 (昭 和 3 6 年 政 令 第 2 6 5 号) の 施 行 に 関 す る 道 路 の 指 定 を 行 う こ と。</p> <p>1 2 電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 係 する 特 別 措 置 (平 成 7 年 法 律 第 3 9 号) 第 3 条 の 規 定 に よ り 電 線 共 同 溝 を 整 備 す る 道 路 を 指 定 する こ と。</p>			
2	道路整備特 別措置法(昭 和31年法 律第7号)に 関すること。	<p>1 同 法 第 3 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 協 議 に 応 じ、 又 は 同 意 を 行 う こ と。</p> <p>2 同 法 第 1 6 条 の 規 定 に よ り 同 意 を 行 う こ と。</p>	<p>1 同 法 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 見 意 を 決 定 し、 又 は 同 意 を 行 う こ と。</p> <p>2 同 法 第 1 7 条 の 規 定 に よ り 見 意 を 決 定 し、 又 は 同 意 を 行 う こ と。</p>			
3	軌道に関 すること。		<p>1 軌 道 法 に 規 定 する 通 関 限 界 に 関 する 事 務 府 が 都 道 府 県 知 事 等 を 指 定 し、 政 令 (昭 和 2 年 政 令 第 5 7 号) に 基 づ き 認 可</p>			

				行うこと。			
	4 道路運送法(昭和26年法律第183号)に関すること。				1 同法第91条に規定する意見と。		
	5 道路の美化に関すること。						
	6 国有財産に関すること(道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。)						
	7 道路の維持に関すること。			1 道路法第46条第1項の規定に異象おける通行規制の指定を行うこと。	1 道路パトロール実施計画を決定すること。 2 道路通行規制の報告に関すること。		
	8 道路の建設に関すること(道路整備課の分掌事務に係るものを除く。)						
	9 市町村道に関すること。				1 市町村国庫工事の完了を認めること。		
	10 道路の環境整備に関すること。						
都市計画課	1 都市計画に関すること。	1 都市計画法第5条に基づき、都市計画区域等を定めること。 2 同法第18条に基づき、		1 同法第13条に基き、交通の得る土を。	1 同法第8条の基き、国土を。	1 熊本県、等と高齢者の社会的参加の促進に関する条例第8項に基き、	

		を 画 計 市 決	第 第 第 第	規 規 規 規	づ づ づ づ	市 都 市 町	変 の の 市	更 を を 計 計 計 計	を を を を を を	を を を を を を
			3				1			
			4				2			
							3			
							4			
							5			
							6			
							7			
							5			





規ぶ業縦す 第第規ぶ町業受こ  
 の基事を供と。法条の基市事を  
 項に、画にこ同5項に、の画す  
 1 定き計覽る 6 5 1 定き村計理と。

計要をこじ、見る採必めををた知と。第第規ぶ合又計更す 第第規ぶ見査可し対計要をこじ、見る採必めををた知と。第第規ぶ合又計更す  
 業必正る命意係をを認旨書し通こ法条の基組款業変可と。法条の基意審認請に業必正る命意係をを認旨書し通こ法条の基組款業変可と。第第規ぶ見査可し対計要をこじ、見る採必めををた知と。第第規ぶ合又計更す  
 事に修えをはに見すをい見出にる 同9項に、定事の認こ 同9項に、を、申者事に修えをはに見すをい見出にる 同14項に、徴賦の分す  
 し画な加と又書意択要な意提者す 7 3 1 定きのは画をを 8 3 2 定き書しををたし画な加と又書意択要な提者す 9 4 4 定きのは画をを

<p>と。</p> <p>1 0 同 法条の基組散す 第 4 5 項に、解可す 第 2 2 項に、認可す 規 定 きの認こと。 づ きの認こと。</p> <p>1 1 同 法条に、決をる 第 4 9 項に、告をる の 規 定 きの承す 基 づ きの承す 組 合 報 認す 算 承 認す 承 認 承 認す</p> <p>1 2 同 法条 1 定、理規事 第 5 1 項の規 づき、を の 2 2 項の規 づき、を に 基 づき、を 区 画 整 理 会 社 の 準 及 び 業 計 画 認 可 す こ と。</p> <p>1 3 同 法条 3 定、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す 第 5 1 項の規 づき、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す の 8 8 項の規 づき、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す に 基 づき、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す 意 見 書 し、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す 審 査 し、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す 認 可 し、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す 請 対 し、を、申者規事に修えを又書意択要な意提者す に 準 及 び 計 画 な 加 と、見 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 業 必 正 る 命 は 見 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 正 る 命 は 見 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 命 は 見 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する は 見 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 見 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 係 を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する を 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 採 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する 必 め を 認 旨 書 し 通 知 する め を 認 旨 書 し 通 知 する を 認 旨 書 し 通 知 する 認 旨 書 し 通 知 する 旨 書 し 通 知 する 書 し 通 知 する し 通 知 する 通 知 する 知 する する</p> <p>1 4 同 法条第規 第 5 1 項の</p>	
--	--

づ画社又計更す。法条第規づ見査可し対計要をこじ、見る採必めをた知と。  
 基区会準業変可と。同10の基意審認請に業必正る命意係を認旨し通と。  
 に、理規事の認こと。同51項に、を、申者事に修えをはに見すをい出にるこ  
 1 5 第の2定き書しをたし画な加と又書意択要な提者す  
 1 6 第の1定き整のし割画社す区事部は譲譲認こ  
 1 7 第の1定

画地区事止了てる  
区会地理靡終いす  
、理土整のはつ可と。

1 8 法条の基施及計  
第51項に、程業め、業おめのつ土臣を若市設要す  
第規づ行び画又計いる概い交の受し町計をる

1 9 法条の基熊市議に県計いを又書し通こ  
第4項に、都審議、業つ正、見出にる  
第規づ本計会よの画て加はをた知と。

2 0 法条の基熊市議に市  
第4項に、都審議、  
第規づ本計会よ

事に修えを又書し通この画で加と、見出にる町業つ正る命はをた知と。

2 1 第5条第1項の基事に定計のつ国大可又村の變更を可と。

2 2 第7条第2項の基に市設地供が施及計可と。

2 3 第7条第3項の基に意見審認請に行び

法条項に、画て設要に、通認を受け、市設の認この法条1定、がた住宅社る程業認この法条8定、を、申者施及計

要をこ  
必正る命じ、見る採必めををた知  
に修えを命じ、見る採必めををた知  
画な加と又書意択要な意提出に  
2 4 第 7 3 項の 4 定きみし住宅公社規程の認可  
2 5 第 7 3 項の 5 定き書しをたし画な加と又書意択要な意提出に  
2 6 第 7 4 定き

2 4

2 5

2 6

<p>項3 第1項の規定に違反した者の復元を命ずること。</p> <p>27 第8条第1項に基づき、画定地は画すこと。</p> <p>28 第9条第1項に基づき、画の変更を認めること。</p> <p>29 第12条に基づき、個人、組合、区、市、町、村、会、社、対報告提出、勧告すること。</p> <p>30 第12条に基づき、個人の土地利用の画定を監督すること。</p> <p>31 第12条に基づき、</p>		
---	--	--

			<p>の施 組行 地理 つ監 こ 3 2 第1 条規 づ画 社す 区事 い督 す と。</p>		
<p>4 市街地再 開発事業に 関すること。</p>			<p>1 都 市 再 開 発 法 ( 昭 和 法 律 第 8 号 ) 第 3 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。 2 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。 3 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。 4 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。</p>	<p>1 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。 2 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。 3 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。 4 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 き 施 行 可 と。</p>	

								<p>9 項に、行任査承こ        1 定き施選審をる 法第2項に、行業認こ        の規づ人のる員す 同条第1項に、行業認こ        5 5 7 0 の基個人の了す 同法第1項に、設認可        6 1 規づ合等す 同法第6項の基意審認可し対計要をこ        7 1 3 定き書しをを、申者事に修えを命意係を認旨書し通こ        8 8 1 3 定き書しをを、申者事に修えを命意係を認旨書し通こ</p>	<p>3 2 1 定きののび届理と。 同法第3項に、画にこ        4 5 1 定き計覽る法条に準場む。 同法第6項に、形更築他物等す        5 6 1 定きの変建の作築可と。 同法第8項に、換縦す        6 8 1 定き変を供と第第び1 1</p>	<p>5 8 項に準場む。 同法第8項に、理氏住所をる 法第3項に、画にこ        8 4 定てる含む。 同法第8項に、理氏住所をる 法第3項に、画にこ        第第規いすを 同法第21項に、ののび届理と。 同法第51項に、画にこ</p>	<p>条のお用合)。 第第規づ合長及の受こ 第第規づ業縦す同6定てる含        8 項に準場む。 法第8項に、理氏住所をる 法第3項に、画にこ        5 4 定てる含む。 同法第8項に、理氏住所をる 法第3項に、画にこ</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

								<p>3 8 条の第1項に、は又計く基の認可と。</p> <p>9 3 2 2 定に、を、申者事に修えを命見採必めををた知と。</p> <p>1 0 4 3 定に、徴賦の分す。</p> <p>1 1 4 4 定に、解散す。</p> <p>1 2 4 第の基</p>	<p>第規づ款業し業針をる</p> <p>第第規づ見査可し対計要をこ</p> <p>法条の基組収課滞をる</p> <p>法条の基組散す</p> <p>法条に、</p>	<p>3 8 条の第1項に、は又計く基の認可と。</p> <p>9 3 2 2 定に、を、申者事に修えを命見採必めををた知と。</p> <p>1 0 4 3 定に、徴賦の分す。</p> <p>1 1 4 4 定に、解散す。</p> <p>1 2 4 第の基</p>	<p>いすを お用合 に準場 定てる 含む。)</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--

決をる  
 の告す  
 合報認と。  
 組算承こ  
 1 3 第の項に再開社をる  
 1 4 第の項に再開社又計更す  
 1 5 第の2定き発徴負の分す  
 1 6 第の1定き発合く又発施市開のし部及をる  
 1 7 第

法条1定  
 同法条1定  
 同法条1定  
 同法条11の基再開のる等処可  
 同法条12の基再開のし割開がる再業若一渡受す  
 同法条

法条1定  
 同法条1定  
 同法条11の基再開のる等処可  
 同法条12の基再開のし割開がる再業若一渡受す  
 同法条

第規づ開のる員す  
 4の基再社す委認と。法条第規づ開の了す  
 1項に、会任査承と。同 5の基再社終可と。法条の基施及計  
 の1定き発選審をるこ 18第の1項に、会業認と。同 1項に、程業定め、業おめのつ土臣を若市設要す  
 1 5の1項に、会業認と。同 1項に、程業定め、業おめのつ土臣を若市設要す  
 1 9第規づ行び画又計いる概い交の受し町計をるこ  
 2 0第の基事に定計のつ土臣を若市設要



基  
障  
に、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 定、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 規、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 づ、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 除、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 地、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 等、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 2 6 第61項に、形変更建築物等を  
 第61項に、形変更建築物等を  
 規、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 づ、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 地、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 の、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 は、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 2 7 第64項に、1第規定し対地回命  
 第64項に、1第規定し対地回命  
 規、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 づ、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 条、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 及、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 項、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 に、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 た、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 し、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 の、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 復、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 じ、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 2 8 第71項に、通認を、換定し人、再  
 第71項に、通認を、換定し人、再  
 規、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 づ、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 土、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 臣、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 を、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 受、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 権、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 計、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 め、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 く、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 施、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 組、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 開、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 発、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 市、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 は、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 が、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 た、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 宅、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 社、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる  
 変、のび試つ許こと。法条の基土質又物ののをる

と(同2項に準場  
 こ第74定て含  
 法第規いすを  
 条の用合む)。  
 2 9 同 法 条 の 基 市 開 会 よ 見 査 利 画 な 加 は に 見 す を い 見 出 に る 同 3 項 法 8 0 に 準 場  
 第 8 3 項 に 、 再 査 に 意 審 権 計 画 を 又 書 意 採 必 要 な 意 提 者 者 す ( 8 5 同 1 1 1 定 て る 含  
 規 定 き 地 審 議 、 を 書 し 変 に 修 え 意 係 を る 認 旨 書 し 通 こ 法 条 及 第 条 の 規 い す を 含  
 づ 街 発 の り 書 し 変 に 修 え 意 係 を る 認 旨 書 し 通 こ 法 条 及 第 条 の 規 い す を 含  
 3 0 同 法 条 3 定  
 第 3 項 の 規 定 基 づ き 、 行 施 行 会 町 市 設 地 地 供 の 築  
 に 基 づ き 、 行 施 行 会 町 市 設 地 地 供 の 築  
 個 人 組 合 、 開 発 市 は が た 住 宅 公 社 建  
 再 社 村 の 立 方 給 特

					<p>決定す同9第規いすを  承認(98のお用場合を  の承この法の5定てる含む)。同法  者る法条5定てる含む。同法  3 1 第1条の1規定  第1条の1規定に基づき、築地  に敷地権がれのと利画  敷上定いし換定め  をこ。同法  3 2 第1条の1規定  第1条の1規定に基づき、行  に個人、は再開の行決  又発事業代を  開定す。同法  3 3 第1条の1規定  第1条の1規定に基づき、長  に市とて、市町協、町事  を行め(同法  1 1 3 0の2定てる含む)。同法  3 4 第1条の1項  第1条の1項</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

づ土臣を、分定し開、又みし住公理画す同16のお用合  
 基国大可て処を若再社村の立方給管計可と(1の項に準場  
 に、通認め理画、は会町市設地供の分認こ第条4定てる含  
 定き交の受管計めく発市はがた宅社処をる法8第規いすをむ。  
 3 5 同法80の基再社代をる 法4定  
 第条第規づ開の行決こ。 同法4定  
 3 6 第条に基づき、行 づき、行  
 個人組合、会市対告出、告る  
 再社又村、の求はをと。 同法4  
 3 7 第条規づ 1の定き、

				<p>3 8 第1条に基づき、組合を監督すること。</p> <p>3 9 第1条の規定に基づき、開業を監督すること。</p> <p>4 0 第1条に基づき、市町村を監督すること。</p> <p>4 1 第1条に基づき、開発計画を監督すること。</p>			
5	熊本都市圏の都市交通に関すること。						
6	駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。						
7	熊本県都市計画審議会に関すること。		1 審議会の幹事の任命に関すること。				
8	熊本駅周辺整備事業に関すること。						
9	景観行政、屋外広告物行政及び都市緑化の推進に関する						

	こと。						
	10 都市公園事業に関すること。						
	11 鉄道高架推進室に関すること。						
	(1) 熊本駅周辺地域の鉄道高架化及び市域の整備に係る事業の調整及び推進に関すること。						
下水環境課	1 下水道に関すること。			1 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1項の規定に基づき、流域別水道総合計画を定め、2第よ交にる法の項を(同法第2条第9項を(含む。))。第2第7規定に基づき、流域別水道総合計画を定め、及び関係の聴(同法第2	1 下水道法第2条第6項に基づき、流域別水道総合計画を定め、及び関係の聴(同法第2条第9項を(含む。))。第2第7規定に基づき、流域別水道総合計画を定め、及び関係の聴(同法第2		

								<p>3 第2項に基づく協議の関与と第4項に準用する場合を含む。</p> <p>4 第4項に基づく協議の関与と第4項に準用する場合を含む。</p> <p>5 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>6 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>7 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p>	<p>3 第21項に基づく協議の関与と第4項に準用する場合を含む。</p> <p>4 第21項に基づく協議の関与と第4項に準用する場合を含む。</p> <p>5 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>6 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p>	<p>2 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>3 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>4 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>5 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>6 第21項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p>	<p>第2項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>第3項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>第4項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>第5項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>第6項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p> <p>第7項に基づく協議の関与と第7項に準用する場合を含む。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

							<p>25の条 11の規 項に基 事業計 を通国 届大出 こけと 第25 の1項 7とい すを 8 22定 き市 協議 都路 等こ 9 31定 き下 理対 事持 関要 を と 10 第第 規規 づづ 市市 管管 対対 該該 水水 善善 るる こ 11 第第 のの 定定 きき 等</p>	<p>の5定 第規 11の 項に 事業 計通 届大 出と 第25 の1 7項 とい すを 8 22定 き市 協議 都路 等こ 9 31定 き下 理対 事持 関要 を と 10 第第 規規 づづ 市市 管管 対対 該該 水水 善善 るる こ 11 第第 のの 定定 きき 等</p>						
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

			<p>水の命。法条に、分う政を疎立特別法(平年1111定、水線設う</p> <p>は排除を。同8定、分う政を疎立特別法(平年1111定、水線設う</p> <p>又の停止を。同8定、分う政を疎立特別法(平年1111定、水線設う</p> <p>1 2 第3の基監等と代除く。過疎地促進措置成法55項に公道管置こ</p>	<p>水道徴収</p> <p>共管をる</p> <p>公道等告す</p>		
2	農業集落排水、漁業集落排水その他集排水事業にすること。		<p>1 計画に關すること。</p> <p>2 新規地区に關すること。</p>	<p>1 新規地区に關すること。</p> <p>2 地区の割り當ること。</p>		
3	浄化槽に關すること。		<p>1 浄化槽第57項に、査指こ</p> <p>2 熊本県保業録(昭和熊例43号)条の基浄守者に關す(昭和熊例43号)条の基浄</p>	<p>1 同条第2項第1項に、保業録をす。</p> <p>2 同条第6項第1項に、保業録</p>		



	<p>4 同法第56条の規定に基づき、河川の指定をすること。</p> <p>5 同法第23条に基づき、流水の占有の許可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第3号に規定する特定水利使用（以下「特定水利」という。）に係るものに限る。）をすること。</p>	<p>は又は関 ににに 調停に すること。 4 同法第55条に 規定に基づき、河 川保全区 域におお ける行為 の許可を すること。 5 同法第57条に 規定に基づき、河 川予おけ る行為の 許可をす ること。 6 同法第52条に 規定する こと。 7 同法第59条に 規定する こと。 8 同法第49条に 規定する こと。</p>		
<p>2 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関すること。</p>	<p>1 同法に基づき、海岸保全設備の設置をすること。</p>	<p>1 同法に基づき、海岸保全をすること。 2 同法に基づき、監督関すること。 3 同法に基づき、漁業消</p>		

<p>3 公有水面に関すること。</p>			<p>関すること。</p> <p>1 公有水面免るること。</p> <p>2 公有水面し認るること。</p>	<p>1 公有水面係市の徴と。</p> <p>2 公有水面係の設要及ん間の易のす</p> <p>1 公有水面に元長をこ</p> <p>2 公有水面に域、概更ゆ期長輕の可と。</p>		
<p>4 水防に関すること。</p>	<p>1 水防計画を決定すること。</p>		<p>1 水防団指定すること。</p> <p>2 水防警報を要するを指すこと。</p>			
<p>5 土木災害事務の取りまとめに関すること。</p>			<p>1 災害の告まび及び機に關すること。</p> <p>2 国庫の担及びの關と。</p> <p>3 災害地關と。</p> <p>4 成功の定申ること。</p> <p>5 旧關</p> <p>報り並本省係對絡るに關すこと。</p> <p>庫申請に可るに關すこと。</p> <p>現に可るに關すこと。</p> <p>認承を請こ鉞事す</p>			

				と。 6 鉦 害 報 告 関 す に 関 ず る こと。 7 鉦 害 査 定 関 ず る こと。 8 鉦 害 復 旧 事 業 の 申 請 関 す こと。 9 災 害 関 連 事 業 の 申 請 関 す こと。			
6	河川の美化に関する こと。						
7	市房ダム及び 管理所及び 氷川ダム管 理所に関す ること。						
8	水防協 会に関す ること。						
9	河川開 発室に関 すること。						
	(1) 河川開 発に係る の施策 の企画 調整に 関する こと。						
	(2) ダム の及び 建設維 持に 関する こと。	1 河川法 第47条 の規定 に基づ き、操 作を 承認す ること。 2 同法 第52条 の規定 に基づ き、操 作につ いて水 たため の要 を示す こと。					

	<p>1 0 河川港湾局長に関すること。</p>					
<p>港湾課</p>	<p>1 港湾に関すること。</p>	<p>1 港湾の管轄の廃止、発起をすること。 2 港湾の設計と。 3 港湾の設計及び廃止と。 4 港湾の設計と。</p>	<p>1 港湾区域に関する国土交通大臣の協議と。</p>	<p>1 港湾隣接地域を指定すること。 2 臨港地区及びを指定すること。</p>	<p>1 港湾の開始を決定すること。 2 港湾の申請すること。 3 臨港地区内に構築及び隣内物をと。 4 統計及びを。</p>	
	<p>2 海岸法に基づく海岸(国土交通省所管)の保全に関すること。</p>	<p>1 海岸保全計画をすること。</p>		<p>1 海岸区域を指定すること。 2 同法に基づく監督関と。</p>		
	<p>3 港湾に係る公有水面に関すること。</p>			<p>1 港湾区域内の水面の免許をすること。 2 港湾区域内の水面の功す</p>	<p>1 港湾区域内の水面に係る市長をこ。 2 港湾区域内の水面に係るの縮少、概更の伸長</p>	

					易なもの の許可を すること。		
	4 港湾災害 に関するこ と。	1 港湾災 害復旧計 画を策定 すること。		1 災害報 告の取 りま びに 関 連 す る こ と。 2 国庫負 担の申 請に 関 す る こ と。 3 災害現 地の査 定に 関 す る こ と。 4 成功認 定の承 認を 申請 す る こ と。 5 災害関 連事業 の申請 に 関 す る こ と。			
	5 港湾区域 内の美化に 関すること。						
	6 港管理事 務所及び天 草空港管理 事務所に関 すること。						
砂防課	1 砂防に関 すること。			1 砂防法 (明治30 年法律第 29号)第 2条に 定め る砂防 設備を 土地指 定に 解除 する に 関 す る こ と。			
	2 地すべり に関するこ と。			1 地すべ り等防 止第3 条第4 項に 定め る地 防	1 同法第 11条の よ び 第 1 項 に 規 定 す る 工 事 計 画 の 承 認		

				<p>域等のは指 定又に関す 止ること。第 2 同法の規 9 条のよる 定地すべ工 防止基本計 基策と。画 をること。す 3 地等防 り法第4条 びの規 のよな行 指 定と。</p>	<p>ること。</p>				
3	急傾斜地 の崩壊に る災害に 止る関す こと。	1	急傾斜地 の崩壊に る災害に 関す法律 4 4 年 律第57 号)第8 第2項及 び第14 条に基づ き監督改 及命執行 すること。	1	同法の規 3 条のよる 定急崩壊 区又の地 定止をす こと。第 2 同法の 8 条のよ 定監督分 (同条第 項の代 行く)を 除す こと。第 3 同法の 9 条のよ 項に告 すこと。 4 同法の 1 0 条に 規り改 令(同 4 項の 執行)を 除す こと。	1	同法の規 1 3 条に 定急崩 壊工の 受 理 の 受 理 を 受 理 す こと。		
4	土砂災害 警戒区域 における 土砂災害 等			1	同法の第 7 条の第 1 項の土 砂				

		<p>砂 災 害 防 止          対 策 の 推 進          に 関 す ( 平 成 1 2          年 法 律 第 5          7 号 ) の 施 行          に 関 す 事          と。</p>			<p>災 害 警 戒          区 法 及 第 9          同 条 第 1 項          の 土 砂 災          害 特 別 警          戒 区 域 の          指 定 又 は          解 除 を 行          う 事 等          関 係 する          事 項          2 1 4 2 2 3 2          項 第 2 条          第 2 項 の          規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項          3 1 5 1          項 第 5 条          第 1 項 の          規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項          4 1 8 1 2          項 第 8 条          第 1 項 の          規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項</p>			
<p>建 築 住 宅 局</p>	<p>建 築 課</p>	<p>1 宅 地 建 物          取 引 業 関          する 事 項</p>			<p>1 宅 地 建 物          取 引 業 関          する 事 項          2 1 7 6 3          項 第 3 条          第 1 項 の          規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項          2 1 6 1 1          項 第 6 条          第 1 項 の          規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項          3 同 法 第          7 条 第 1          項 の 規 定          によ り 又          は 行 事 等          関 係 する          事 項</p>	<p>1 同 法 第 9          条 第 1 項          の 規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項          2 同 法 第 8          条 第 1 項          の 規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項          3 同 法 第 2          条 第 2 項          の 規 定 によ          り 又 は 行          事 等 関 係          する 事 項</p>		



								<p>可とする。同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>2 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>3 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>4 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>5 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p>	<p>この項に開面万一以上のに項許る</p> <p>第5条第1項に開面万一以上のに項許る</p> <p>第6条第2項に基工事を可た5メ以発開の)の行査交</p> <p>第7条に、了の発許が方ル開内にをる</p> <p>第1条第4及び第2</p>	<p>係るも)の</p> <p>に限可す</p> <p>を許こ。法第5条第1項に開面万一未満</p> <p>2 同法第5条第2項のよ発積平トの開会係に項許る</p> <p>3 同法第5条第3項に開面万一以上の又審議も</p> <p>4 同法第6条第2項に基工事を(開発審議も)に項の届出</p> <p>5 同法第6条第2項に基工事を(開発審議も)に項の届出</p>	<p>の)す</p> <p>第5条第1項に開面万一未満</p> <p>第3項に開面万一以上の又審議も</p> <p>第6条第2項に基工事を(開発審議も)に項の届出</p> <p>第6条第2項に基工事を(開発審議も)に項の届出</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

								<p>に基づき、 建築（開 許可た が5万 方メ ル以 開発 内も に限 る。） を許 すこ と。</p> <p>6 同法 45条 規定 に基 づき、 発積 平万 方メ ト以 上 の限 基づ 位の 承認 を承 認す ること。</p> <p>7 同法 81条 規定 に基 づき、 分 行</p>	<p>するも のの の行 査交 をを 検を 査を 証証 すす とと。</p> <p>5 同法 36条 3項 に基 づく 工事 許可 た5 万メ 未発 開関 のの に限 る。） し公 告を する こと。</p> <p>6 同法 37条 規定 に基 づく 事完 告前 （開 発可 査係 の限 に） を承 認す ること。</p> <p>7 同法 41条 及び 第4 2条 の規 定に 基づ き、 建築 （開 発可 査係 の限 に） を</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					積平トの域の)す 面万一満区も)可 た5メ未発の限可 けが方ル開内にを ること。 8 同法第3条に基 4 規づくの許可査 等(開発審査にの (開会係のる)こ ををと。 9 同法第5条に基 4 規づく許可(開 発発の審査に係 るもので、 面積が5メ未 面万一満の)も に限る。)づく に地位の承認 地継承を承 すこと。	
3 宅地造成 等の規制に 関すること。	1 宅地造成 等規制法(昭和 6年法律第19 1号)第3条に の規定に基 づく宅地造成 工事区域を 定す。 2 同法第4条 の規定に基 づく宅地造成 災害防除の		1 同法第8 項の規定に 基づく宅地 造成工事の 面積5万メ トル以上の 許可すこと。 2 同法第12 1項に基 づく(造成面 積5万メ	1 同法第18 1項の規定 に基づく事 に報告す と。		

関に。第の基造防をは解こ  
 行こ法条に、地城又をる  
 執る同0定き宅区定す  
 3 2規づ成災指指除と。

以の)のをよる許る  
 3 1 2定き、(造5メ以のの軽更と出届理と。  
 4 1 3規づ事積方(造5メ以の)の検行查交と。  
 5 1 4規づ督処分(同第5条の代除をををと。  
 6 1 5規づ事等積面平(造5メ以の)の届理

3

4

5

6

1

2

3

4

5

6

				と。 7 同 第の基改同項に用第第代除す 1 7 法条に、令(同項に用第第代除す 規 定 第 3 定 準 用 第 第 代 除 す づ 命 第 規 準 用 第 第 代 除 す 善 条 の 規 り 準 用 第 第 代 除 す 条 の 規 り 準 用 第 第 代 除 す の よ さ 4 条 の を よ さ 1 4 項 の を 5 項 の を 執 行 ) を く 。 ) を る こ と 。 8 同 法 第 第 規 づ 地 関 事 を る 1 8 条 の 基 宅 に 工 況 を る 1 1 項 に 成 造 す の 状 況 を 定 き 造 す の 状 況 を 造 す の 状 況 を の 検 査 と 。 9 同 法 第 第 規 づ 地 関 事 を る 2 2 条 に 令 ( 同 項 に 用 第 第 代 除 す 規 定 第 3 定 準 用 第 第 代 除 す づ 命 第 規 準 用 第 第 代 除 す 善 条 の 規 り 準 用 第 第 代 除 す 条 の 規 り 準 用 第 第 代 除 す の よ さ 4 条 の を よ さ 1 4 項 の を 5 項 の を 執 行 ) を く 。 ) を る こ と 。 1 0 同 法 条 に 用 第 第 代 除 す 第 2 規 り 準 用 第 第 代 除 す の よ さ 1 9 条 に 基 造 防 内 宅 況 査 ず 規 づ 成 災 区 造 の 状 況 査 ず づ 成 災 区 造 の 状 況 査 ず の 地 を る			
4	優良宅地 に関するこ と。						
5	開発審査 会に関する						

<p>こと。</p> <p>6 不動産特 定共同事業 に関するこ と。</p>			<p>1 不動産共同 特約法(平 成6年法 律第77 号)第3 条第1項 の規定に 基づく特 定共同事 業の許可 すること。 2 同法第 36条に 基づき、 取消すこ と。第4 条第3項 の規定に 基づき、 指業務を 停止する こと。第 7条に 基づき、 管解の命 と。</p>	<p>1 同法第 10条に 基づく特 定共同事 業の受理 すること。 2 同法第 9条に 基づき、 助言、助 導、及び 指導をす ること。 3 同法第 41項に 基づき、 報告、立 入検査に 関すること。</p>	
<p>7 アートポ リス及び建 築のユニバ ーサルデザ インに関す ること。</p>					
<p>8 建築に関 すること。</p>	<p>1 建築基 準法(昭和 25年第 20号)第 6条第1 号に基 づく区域 の指定を すること。 2 同法第 22条の 規定に 基づき、 指業務を 停止する こと。第 7条に 基づき、 管解の命 と。</p>		<p>1 同法に 基づき、 建築物を 建築する こと。第 5条第2 項及び第 6条第1 項に基 づく区域 の指定を すること。 2 同法第 22条の 規定に 基づき、 指業務を 停止する こと。第 7条に 基づき、 管解の命 と。</p>	<p>1 建築基 準法第5 条第1項 に基づく 第一種住 居地域第 二種住居 地域にお ける建築 規制に 対する 高層住宅 の建築に 関すること。</p>	

<p>づ区域を。第の基災の禁制す          基区定と。法条に被地のは関す          に、指同4条に被地のは関す          3 8 規づ市建止限る          4 8 1 定き災生域定こ</p>	<p>適合にこ 第基本に措にこ          算判す。法に違物る令にこ          計性関と。同条く築す命す          3 9 づ建対置関と。同法条に、危るに措をと。法条に、議意建対命す          4 1 規づ安で築す命す          5 1 規づ町の得物措をと          6 1 規づ告又をと          7 1 3 定く政すにこ          8 4 1 号に道定と</p>	<p>の緩和可と。同88第の項に一定るす          2 8 8 第の項に一定るす          3 準規2設41規づ定に公る          4 計る          の緩和可と。同88第の項に一定るす          2 8 8 第の項に一定るす          3 準規2設41規づ定に公る          4 計る</p>	<p>の認こ 第第び条6定          限をる 法条及6第規き、認すを          統す          築関と</p>
---	--	---	---

9	同 法 第 4 2 条 第 2 項 に 規 定 き、 幅 員 メ 未 満 一 ル 未 指 卜 道 を の 定 す る こ と。	第 第 規 規 づ づ 員 員 ト の ト の の 定 定
1 0	同 法 第 4 2 条 第 3 項 に 基 定 き、 水 距 離 を 指 定 す	法 第 条 第 の 規 基 定 水 指 を 定 る す
1 1	同 法 第 4 5 条 に 規 定 き、 道 又 は 変 更 又 は 廢 止 を 禁 止 し、 限 制 を する こ と。	法 第 条 に 、 変 廢 廢 止 止 は は す す
1 2	同 法 第 4 6 条 に 規 定 く、 基 礎 線 関 係 する こ と。	法 第 条 に 壁 指 す
1 3	同 法 第 6 7 条 に 基 礎 線 関 係 する こ と。	法 第 条 規 定 指 る
1 4	同 法 第 9 2 条 に 基 礎 線 関 係 する こ と。	法 第 条 規 づ 事 工 特 殊 に 置 置 す す
1 5	同 法 第 9 2 条 に 基 礎 線 関 係 する こ と。	建 築 耐 震 促 進 促 す 促 す



					と。
				2 0	同 法 第 2 0 条に、令 の 規 定 基 命 の 規 づ 善 の 基 改 ず 改 善 を と。
				2 1	同 法 第 2 1 条に、認 の 規 定 基 計 の 規 づ 画 の の 基 計 取 定 画 を と。
				2 2	同 法 第 2 2 条に、の の 規 定 基 建 築 の 規 づ 築 物 の 基 建 震 地 震 に す 性 の 安 取 認 り 消
				2 3	同 法 第 2 3 条の基 第 2 7 項に、公 規 定 き、る づ 表 ず を と。
				2 4	高 齡 害 者 の 移 等 の 円 動 滑 化 促 進 に 関 る 法 律 成 法 1 8 法 1 9 第 1 5 条の 規 定 に 基 づ き、基 命 適 合 措 置 又 は 請 ず る 請 と。
				2 5	同 法 第 2 5 条に、令 の 規 定 基 改 の 規 づ 善 改 善 を と。
				2 6	同 法 第 2 6 条

				の規 基 計 定 消 す こ と。			
9	建 築 士 に 関 する こと。			1 建 築 士 法 ( 昭 和 5 年 第 2 0 2 号 ) 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 2 級 及 建 造 の 取 消 こと。 2 同 法 第 1 0 項 に 定 じ る 業 務 止 許 し こと。 3 同 法 第 3 条 に 規 定 じ る 2 級 建 造 試 験 実 施 こと。 4 同 法 第 6 項 に 定 じ る 事 業 者 等 へ 戒 告 及 建 務 鎖 行 し 録 消 こと。	1 同 法 第 5 条 に 定 じ る 2 級 及 建 造 の 取 消 こと。 2 同 法 第 2 3 条 に 定 じ る 事 業 者 等 へ 戒 告 及 建 務 鎖 行 し 録 消 こと。		
10	建 築 物 の 安 全 確 保 策 に 関 する こと。						

<p>ること。</p> <p>1 1 市街地 再開発事業 に関する(公共 の整備を場 合に限る)。</p>			<p>1 都市再 開法第9 7条の1 第1項に 基づき、 個人を 認すこ と。</p> <p>2 同法第 7条第1 項に基 づく人 のし約 業変 更す こと。</p> <p>3 同法第 7条第4 項に基 づく人 の伴を 認すこ と。</p> <p>4 同法第 7条第1 項に基 づく人 の選 任承 認す こと。</p> <p>5 同法第 7条第1 項に基 づく人 の了 了す こと。</p> <p>6 同法第 11条の 1</p>	<p>1 同法第 7条第 7項に 基づ き、 新行 った 氏名 住所 に て 氏名 出 す</p> <p>2 同法第 6条第 1項に 基 づく 区 管 市 に 計 画 の 供 給 に 関 する 事 務 を 縦 断 し て 行 う こと。</p> <p>3 同法第 8条第 3項、 第5 条第 3項 及び 第8 条第 4項 に基 づく 場合 を含む こと。</p> <p>3 同法第 8条第 1項に 基 づく 組 長 及 び 住 居 の 受 付 に 関 する 事 務 を 縦 断 し て 行 う こと。</p> <p>4 同法第 5条第 3項</p>	
---	--	--	---	--	--

												<p>7 1 3 定</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

要をこ  
 必正る命じ、見る採必めををた知  
 に修えを命は意係をる認旨書し通  
 画な加とを又書意択要な意見提出に  
 1 0 第 4 第 3 項に、徴賦の分す  
 1 1 第 4 第 4 項に、解散す  
 1 2 第 4 第 9 項に、決をる  
 1 3 第 5 第 2 項に、再開の社をる  
 1 4 第 5 第 9 項に、再開の社又

同 法 条 の 基 組 収 課 滞 を 認 可 事  
 同 法 条 の 基 組 散 可 事  
 同 法 条 に 基 づ 合 報 承 可 事  
 同 法 条 1 第 1 項 に 基 づ 再 開 可 事  
 同 法 条 1 第 1 項 に 基 づ 再 開 可 事



の施設及計、業おめのつ土臣を若市設要す  
 項に、程業定事には画て設要て通認けく村の概可と。同法条に、画て設要に国大可、はの概更す  
 1 定規事画又計いる概交の受し町計をるこ。同法条に、画て設要に国大可、はの概更す  
 第規づ行び画又計いる概交の受し町計をるこ。同法条に、画て設要に国大可、はの概更す

2 0 5 第の基事に定計のつ土臣を若市設要をるこ。同法条の基市開会をる  
 2 1 5 第第規づ街発の任こ。同法条前定、がた住宅社  
 2 2 5 第第段に市設地供

規事をる  
 及び画す  
 施及計可  
 の程業認  
 2 3 同 法  
 第 5 8 条  
 第 1 項 後  
 段の規 定  
 に基 づき  
 市 立 住 宅  
 設 方 社  
 地 給 公  
 地 施 行  
 供 の 規  
 の 程 事  
 業 及 画  
 変 更 の  
 可 認  
 と す こ  
 と  
 2 4 同 法  
 第 6 0 条  
 第 1 項 の  
 規 基 他  
 づ 定 有  
 人 す の 地  
 に 測 等  
 の 量 に  
 立 ち 入  
 又 は 立  
 り を 入  
 す こ 可  
 と  
 2 5 同 法  
 第 6 1 条  
 第 1 項 の  
 規 基 障  
 づ 定 伐  
 害 物 の 土  
 除 及 の 掘  
 地 の 試  
 等 に つ  
 て 許 可  
 る こ と  
 2 6 同 法  
 第 6 6 条  
 第 1 項 の  
 規 基 土  
 づ 定 質  
 地 の 更  
 の 変 又  
 は 建 物  
 そ の 他  
 工 作 物  
 新 築 の  
 許 可 等  
 こ と を  
 2 7 同 法

								<p>第6条の基 第6項に、1 第4定に、第 第規規反に 規き第3定 づ第の違し 及の者、土 項の違者、地 にたし、原回 の復等状を命 じること。と</p>	<p>2 8 同法 第72条の基 第1項に、国 規き交、通大 づ土の認可 臣の受、換 を権計変、定 めく若し人 くは行、再 施組発、会 組開市は、又 開市は、又 市がた設方 がた地立住 宅社供の公 変の換利 を認計 る可 法第 条第 の規 お7 用4 合定 むす をる 法 条 の お 用 合 む を</p>	<p>2 9 同法 第83条の基 第3項に、市 規き地、再開 づ地、再開 街審、査 発の審、 の議、 りを、 書、 し、 変、 に 修 正 を 加</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

はに見すをい見出にる同3項法80に準場  
 又書意択要な意提者す(85同111定てを  
 、見る採必めををた知と第第び1の規いすを  
 え意係をる認旨書し通こ法条及第条のお用合む)。

30 同法条3定、  
 第3の規に基づき、  
 項に基づき、行  
 個人組合、会  
 者、組、発市  
 再、開、は  
 社、又み  
 村、が  
 の立方住  
 方給公社  
 特定建  
 者承の決  
 をこ第9  
 る法9第  
 条8の規  
 5の決  
 定の取  
 のし  
 して  
 る  
 含  
 む。

31 同法  
 第11定  
 条の規  
 に基づ  
 け、  
 施行  
 敷地  
 上権  
 定め  
 られ  
 る。

					<p>画 換 計 画      定 め る      と。 同 法      3 2 第 1 1 2      条 の 規 定      に 基 づ き、      個 人、 施 組      者、 は 合 開      又 は 会 社 の      発 事 業 代 行      開 始 を 決      定 す。 同 法      3 3 第 1 4      条 の 規 定      に 基 づ き、      市 町 村、 長      と 協 議 該      市 町 事 業 長      を 行 者 に 代      め る 同 法 定      1 1 3 0 第      の 2 項 規      定 に 準 則      用 合 意 を      含 む。 同 法      3 4 第 1 8      条 1 項 の 基      定 き、 通 国      交 認 大 土      の 受 理 可 臣      管 理 可 を      計 画、 分      め、 若 し 開      発 市 村、 又      は 市 町 村、      が 設 地 方 住      宅 社 供 給 公      處 を 認 計 画      可 と 同 1      法 第 1 1</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>6 の お 用 合 の 項 に 準 場 含 む 。) 。) 。)</p> <p>3 5 第 1 の 1 の 1 の 規 定 に 基 づ き 、 再 社 代 を る 開 始 す こ と 。</p> <p>3 6 第 1 の 規 定 に 基 づ き 、 行 合 、 会 市 対 告 出 、 告 る を と 。</p> <p>3 7 第 1 の 規 定 に 基 づ き 、 行 合 を と 。</p> <p>3 8 第 1 の 規 定 に 基 づ き 、 監 こ す こ と 。</p> <p>3 9 第 1 の 規 定 に 基 づ き 、 再 社 代 を る 監 こ す こ と 。</p> <p>4 0 第 1 の 規 定 に 基 づ き 、 再 社 代 を る 監 こ す こ と 。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>規定に基づき、市町を監督すること。</p> <p>4 1 同法第129条の規定に基づき、開発計画を認定すること。</p> <p>4 2 同法第129条の規定に基づき、開発計画の取り消すこと。</p> <p>4 3 同法第133条の規定に基づき、管理規約、個人、再組合、会、若しくは市設地の供給の約すこと。</p>			
	1 2 優良住宅に関すること。						
	1 3 がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。						
	1 4 建築物の省エネルギーに関すること。			<p>1 エネルギーの等化する（昭和44年第7</p> <p>1 3 同法第2条に基づき、求めると。同法第8条に</p> <p>2 3 規定に</p>			





	に 関 する 事 項 に 関 する 事 項						
	20 建 築 住 宅 局 長 に 関 する 事 項						
営 繕 課	1 営 繕 工 事 及 び 設 備 工 事 に 関 する 事 項、 設 計、 工 事、 監 理 及 び 保 全 計 画 に 関 する 事 項 並 び 技 術 協 力 等 に 関 する 事 項						
住 宅 課	1 住 宅 及 び 住 環 境 に 関 する 事 項	1 住 宅 に 関 する 計 画 策 定 事 項		1 住 生 活 基 本 法 ( 平 年 1 8 第 6 号 ) 第 1 3 条 の 規 定 に 基 づ き、 市 町 村 及 び 地 域 協 議 会 の 協 議 意 見 を 取 り、 同 法 第 1 7 条 の 規 定 に 基 づ き、 国 土 大 臣 と 協 議 し、 同 法 第 1 7 条 の 規 定 に 基 づ き、 公 共 的 な 住 居 環 境 の 改 善 等 に 関 する 事 項			

				<p>(平成17年法律第79号)の第6条に定める地域計画に關すること。</p> <p>5 住宅市盤業決するに關すること。</p>		
2 公営住宅に關すること。	1 県営住宅の明渡しに關すること。		<p>1 県営住宅の募集に關すること。</p> <p>2 県営住宅の敷金及減免に關すること。</p> <p>3 県営住宅の明渡しに關すること。</p>	<p>1 県営住宅の募集に關すること。</p> <p>2 県営住宅の敷金及減免に關すること。</p> <p>3 県営住宅の明渡しに關すること。</p>		
3 独立行政法人住宅金融支援機構に關すること。					1 独立行政法人住宅金融支援機構に關すること。	
4 住宅地区改良に關すること。			<p>1 住宅地区を改良すること。</p> <p>2 住宅地区改良法(昭和35年法律第89号)の第9条に定める建築の許可、移転を</p>			

<p>5 住宅供給        社の他住        宅関係団        体に        関すこ        と。</p>			<p>と。        1 地方住        宅供給公        社(昭和法        40年12        4号)第2        7条の規        定に業計        及び画を        認すこ        と。        2 同法第        41条のよ        規に監督        令をこ        と。</p>		
<p>6 農地所有        者等賃住        宅に關す        こと。</p>					
<p>7 特定優良        賃貸住宅        關すること。</p>			<p>1 特定優        賃の供給        の促進に        關する法        律(平成5        年2号)第        3条のよ        規定に給        認すこ        と。        2 同法第        5条のよ        規定に給        認すこ        と。        3 同法第        9条のよ        規定に地        位に關す        こと。        4 同法第        10条のよ        規定に改        令をこ        と。        5 同法第</p>		

				1 1 条のよ 規定に給 供の認消 画の取す 関に と。			
8 高 齢 者 の 居 住 の 安 定 確 保 に 関 す る 事 項。		1 高 齢 者 の 居 住 の 安 定 確 保 に 関 する 法 律 ( 平 成 1 3 年 法 律 第 2 6 号 ) 第 4 条 の 規 定 に よ る 高 齢 者 居 住 安 定 確 保 計 画 の 策 定 に 関 す る 事 項。					
9 住 宅 の 品 質 確 保 の 進 展 に 関 す る 事 項。							
1 0 マ ン シ ョ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関 す る 事 項。							
1 1 長 期 優 良 住 宅 の 及 び 促 進 に 関 する 法 律 ( 平 成 2 0 年 法 律 第 8 7 号 ) に 関 す る 事 項。			1 同 法 第 1 3 条 の 規 定 に 基 づ いて 改 正 令 に 関 す る 事 項。 2 同 法 第 1 4 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に 基 づ いて お け る 規 定 の 取 消 に 関 する 事 項。	1 同 法 第 5 条 の 規 定 に 基 づ いて 長 住 等 認 許 計 画 の 策 定 に 関 する 事 項。 2 同 法 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ いて 受 取 期 宅 計 画 の 更 改 に 関 する 事 項。 3 同 法 第 1 0 条 の 規 定 に 基 づ いて 地 位 承 継 承 継 に 関 する 事 項。 4 同 法 第			

					14条第1項第2号に掲げる場合における同項の規定による計画の認定の取消しに関すること。		
	12 空家等対策の推進に関すること（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に限る。）。						

附 則

（施行期日）

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる部・局・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる部・局・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課	部	局	課
総務部	総務私学局	管財課	総務部	総務私学局	財産経営課
環境生活部	環境局	廃棄物対策課	環境生活部	環境局	循環社会推進課
商工観光労働部	商工労働局	労働雇用課	商工観光労働部	商工労働局	労働雇用創生課
		産業人材育成課			
農林水産部	経営局	農地・農業振興課	農林水産部	生産経営局	農地・担い手支援課
		流通企画課			流通アグリビジネス課
		むらづくり課		農村振興局	むらづくり課
	生産局	農業技術課		生産経営局	農業技術課
		農産課			農産園芸課
		園芸課			畜産課
	畜産課				

（熊本県国営事業対策室設置規程等の廃止）

- 次に掲げる訓令は廃止する。

- (1) 熊本県国営事業対策室設置規程（平成2年熊本県訓令第22号）
- (2) 熊本県景観公園室設置規程（平成13年熊本県訓令第37号）
- (3) 熊本県団体検査室設置規程（平成18年熊本県訓令第34号）
- (4) 熊本県建築物安全推進室設置規程（平成18年熊本県訓令第39号）
- (5) 熊本県農業技術支援室設置規程（平成20年熊本県訓令第36号）

（熊本県国営事業対策室設置規程の廃止に伴う経過措置）

- この訓令の施行の際現に農林水産部農村振興局農村計画課国営事業対策室に勤務又は

- 兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部農村振興局農林計画課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県景観公園室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 5 この訓令の施行の際現に土木部道路都市計画課景観公園室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部道路都市計画課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県団体検査室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 6 この訓令の施行の際現に農林水産部団体検査室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部団体支援課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県建築物安全推進室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 7 この訓令の施行の際現に土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部建築住宅局建築課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県農業技術支援室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 8 この訓令の施行の際現に農林水産部生産局農業技術課農業技術支援室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部生産経営局農業技術課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。